

官報

昭和四十二年六月十四日

第五十五回 参議院會議録第十六号

昭和四十二年六月十四日(水曜日)

午前十時十九分開議

○議事日程 第十六号

昭和四十二年六月十四日

午前十時開議

第一 緊急質問の件

第二 国務大臣の報告に関する件(沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二年度沿岸漁業等の施策について)

第三 アジア生産性機構の特権及び免除に関する日本国政府とアジア生産性機構との間の協定の締結について承認を求めるの件

第四 日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の領事条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第五 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノールウェー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件

第六 日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 下水道法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 下水道整備緊急措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第九 札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○副議長(河野謙三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

文教委員

吉江 勝保君

農林水産委員

岡村文四郎君

通信委員

達田 龍彦君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

文教委員

岡村文四郎君

農林水産委員

吉江 勝保君

通信委員

達田 龍彦君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員

國田 清充君

同

藤田 正明君

同

近藤英一郎君

同

矢追 秀彦君

同

高山 恒雄君

産業公害及び交通対策特別委員

小平 芳平君

物価等対策特別委員

中沢伊登子君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

名した。

災害対策特別委員

土屋 義彦君

同

中村喜四郎君

同

木島 義夫君

同

小平 芳平君

同

中沢伊登子君

同

矢追 秀彦君

同

高山 恒雄君

同日産業公害及び交通対策特別委員会について当選した理事は左の通りである。

理事

原田 立君(小平芳平君の補欠)

同日内閣から左の議案が提出された。

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。

農林省設置法の一部を改正する法律案

労働省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

建設委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

簡易郵便局法の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

地方自治法の一部を改正する法律案(太田一夫君外七名提出)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

特定繊維工業構造改善臨時措置法案

石油開発公団法案

動力炉・核燃料開発事業団法案

中小企業振興事業団法案

商工委員会に付託

石炭鉱業年金基金法案

石炭対策特別委員会に付託

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律案

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

国立及び公立の学校の教員に対する研修手当の支給に関する法律案(鈴木力君外一名発議)

同日衆議院送付の左の内閣提出案を衆議院に回付した。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 五月以降の干ばつ及び降りにより被害の実情を調査し、もって災害対策樹立に資する。

一、派遣委員

第一班 伊藤 顯道 土屋 義彦

第二班 武内 五郎 木島 義夫

第三班 小平 芳平 中沢伊登子

一、派遣地

第一班 埼玉県

第二班 千葉県

第三班 茨城県

一、期間 各班とも六月十日 一日間

一、費用 概算三一、五〇〇円

右本委員会の決議を経て、参議院規則第八十

条の二により要求する。

昭和四十二年六月九日

災害対策特別委員長 伊藤 顯道

参議院議長 重宗 雄三殿

昭和四十二年六月十四日 参議院會議録第十六号 議長の報告

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

登録免許税法

登録免許税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律案

同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

登録免許税法

登録免許税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨通知書を受領した。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判官西川甚五郎君が去る五月十六日逝去したのでその補欠として、また、同伊藤道雄君の辞任を許可し、その補欠として左記の者を選任した旨本院事務局長から裁判官弾劾裁判所裁判官職務代行及び衆議院事務局長に通知した。

記

井川 伊平君
阿部 竹松君

同日本院は、検察官資格審査委員会予備委員本院議員松澤兼人君の同審査委員会予備委員辞任による補欠として左記の者を選出した旨内閣に通知した。

記

参議院議員 矢山 有作君
同日本院は、台風常襲地帯対策審議会委員本院議員森中守義君が去る五月二十七日常任委員長に選

任されたため国会法第三十一条第二項の規定により同審議会委員の職を解かれたのでその補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員 藤原 道子君
去る十日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

会社更生法等の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを物価等対策特別委員会に付託した。

物価安定緊急措置法案(堀昌雄君外九名提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、通商産業省貿易振興局長今村昇君の第五十五回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第五十五回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

通商産業省貿易振興局長事務代理 高橋 淑郎君

同日内閣総理大臣から議長宛、通商産業省貿易振興局長事務代理高橋淑郎君(同日議長承認)を第五十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

一昨十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

農林水産委員 鈴木 強君
通信委員 達田 龍彦君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

農林水産委員 達田 龍彦君
通信委員 鈴木 強君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。
災害対策特別委員 小平 芳平君
産業公害及び交通対策特別委員 矢追 秀彦君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
災害対策特別委員 矢追 秀彦君

産業公害及び交通対策特別委員 小平 芳平君
昨十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 辻 武寿君
大蔵委員 須藤 五郎君
文教委員 岡村文四郎君
農林水産委員 吉江 勝保君
商工委員 白木義一郎君
運輸委員 田代富士男君
同 岩間 正男君
建設委員 鈴木 一弘君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 田代富士男君
大蔵委員 岩間 正男君
文教委員 吉江 勝保君
農林水産委員 岡村文四郎君
商工委員 鈴木 一弘君
運輸委員 辻 武寿君
同 須藤 五郎君
建設委員 白木義一郎君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員 中沢伊登子君
物価等対策特別委員 高山 恒雄君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 高山 恒雄君
物価等対策特別委員 中沢伊登子君

同日議長において、左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

国際法定計量機関を設立する条約の改正の受諾について承認を求めるの件

千九百二十九年十月十二日にワルソーで署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

外国人漁業の規制に関する法律案

石炭鉱業再建整備臨時措置法案

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

外務委員会に付託

航空業務に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

清掃施設整備緊急措置法案

社会労働委員会に付託

外資埠頭公団法案

同日委員長から左の報告書が提出された。

アジア生産性機構の特権及び免除に関する日本国政府とアジア生産性機構との間の協定の締結について承認を求めるの件議決報告書

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の領事条約の締結について承認を求めるの件議決報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノールウェー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件議決報告書

日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案可決報告書

下水道法の一部を改正する法律案可決報告書

下水道整備緊急措置法案可決報告書

札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律案可決報告書
同日内閣総理大臣から議長宛、大蔵省主税局長堀潤君の第五十五回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。
同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第五十五回国会政府委員に任命することを承認した旨回答

した。

大蔵省主税局長事務代理 結城 義人君
同日内閣総理大臣から議長宛、大蔵省主税局長事務代理結城義人君(同日議長承認)を第五十五回国
会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

○副議長(河野謙三君) これより今日の会議を開きます。

日程第一、緊急質問の件。

中村喜四郎君から、国会周辺のデモ規制に関する緊急質問、占部秀男君から、東京地裁の決定に対する内閣総理大臣の異議申し立てに関する緊急質問が提出されております。

両君の緊急質問を行なうことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。順次発言を許します。中村喜四郎君。

〔中村喜四郎君登壇、拍手〕

○中村喜四郎君 私は、自由民主党を代表いたしました。国会周辺におけるデモの規制に関しまして、総理及び関係閣僚に緊急質問をいたしたいと存じます。

私は、まだ国会に出て初めての質問でございます。新人議員でございますので、国会の前後にも、あるいは法律の問題にも、うとい者でございますが、ただ、私は、ごく素朴な国民的な感情、国民的な良識の立場に立ってお尋ねしたいのでございます。どうぞ御答弁も、また国民の皆さんにお答えするように、懇切丁寧に、そしてわかりやすいようにお答えを願いたいと存じます。なお、私の所見におきまして、あるいは野党の皆さん方と見解を異にし、あるいはお気にさわるようなことがあるかもしれませんけれども、何ぶん初めてでございますので、あがつてしまつてのことでございます。どうぞその点は、お聞きいただきまして、あとでわかりと御指導をお願いいたします。

さきに、憲法擁護東京都民連合が、日比谷公園

に向かう示威行進のコースとして、国会周辺の道路を選んだのに対して、東京都公安委員会は、国会周辺の静穏を維持するという見地から、その進路の変更を条件として許可をいたしました。私は、この東京都公安委員会の許可条件はき

わめて穏当なものであると思ふのでありますが、これに對しまして東京地裁民事第二部は、公安条例の運用を誤つたものであるとして、公安委員会の処分を執行停止を決定したのでございます。こ

の執行停止が、東京都公安条例の制定の精神にか

んがみまして、はたして適正であるかどうかにつ

きましては、私なりの意見を持ち合わせておりま

すが、国会の場におきましては、いづれ裁判批判を

行なうことは、その所でないと思ふので、その

点に立ち入ることは差し控えたいと存じます。

行政事件訴訟法の第二十五条第六項によりま

す、裁判所が行なつた執行停止の決定に對しまし

ては、即時抗告をすることができるとなつて

おりますが、何ぶんにも、決定が下されました

のは九日の夜の九時半であり、デモは翌日の十日の

朝のことでありまして、また、即時抗告は裁判所

の決定の執行を停止する効力を有しないのであり

ますから、もし放置するならば、十日には、かつ

てあつたごとく、国会周辺は騒然たるデモの波に

取り囲まれたのではないでしようか。ここにおき

まして、内閣総理大臣は、行政事件訴訟法第二十

七条第一項の規定に基づいて異議を述べ、それに

よつて裁判所もこれを受当と認めまして、その決

定は取り消されることになつたのでございます。

総理大臣が異議を述べたにあつては、理由を付

さなければならぬこととなつておりますが、そ

の理由書を見たいと思ふので、国会周辺における

集団示威運動が公共の福祉に重大な影響を及ぼす

おそれあるゆゑを理由整然と説明してございま

して、良識ある人であるならば、総理の処置が適

切なものであつたことを疑ふものはないと思

ふ。(拍手)しかるに、総理が異議を述べたことに

對しまして、一部に、これは憲法の保障する「表

現の自由」を侵したものであるかのごとき言辞を

弄する者がございますけれども、まことに不見識

であると一言わざるを得ません。総理の理由書にも

ありますとおり、国会は、国権の最高機関として

て、いかなる妨害または物理的圧力等を受ける

ことなく、平穩な環境の中で公正に国政の審議に

当たることができなければなりません。国会周辺

は、一種の神聖なる地域でなければならぬので

ございます。集団示威運動がこの聖域の静穏を害

した前例は、枚挙にいとまないこととございま

して、今回のデモがそのようにならないとい

う保証はどこにもございません。未だの危険を防

止する意味で、総理の措置は機宜に適したもので

ございます。これまでも、国会周辺には、いわ

ゆる請願のための集団行進はしばしば行なわれ

それは許されておりました。私をして言わしむる

ならば、あの種の集団行進も、その実体は、請願

に名をかりた国会への集団示威以外の何ものでも

ございません。私は、いわゆる請願デモが許され

ている現状に大きな疑問を抱いてゐるものでござ

います。集団の行動は、いわゆる群衆心理にから

れまして、しばしば法秩序の破壊をもたらす危険

性をはらんでゐるのであります。国会審議権の

公正な行使を確保するためには、かりに請願に名

をかりたものであるとしても、国会周辺における

集団行進は、これを禁止するのが妥当であると思

ふるのでございます。(発言する者多し)聞いてく

ださい。

去る昭和三十四年の第三十三回国会におきま

して、安保改定阻止国民会議の示威行進が、ついに

国会構内への暴徒の乱入にまで発展しまして、空

と聞いているのであります。

国会の周辺における集団行動を禁止する立法は、諸外国に多数の例がございます。私は試みにあつてみたいと存じます。アメリカ合衆国におきましては、議事堂を中心とする付近一帯は合衆国議事堂区域と称されまして、この区域では行列及び集団が禁止されてゐるのでございます。イギリスにおきましては、十人を超える人数の者が請願提出の目的をもつて議院に寄り集まつてはならないという規定されております。また、議事堂の門から一マイル以内におきましては、請願、抗議等の準備のために集會をしてはならないと規定してゐるのでございます。フランスにおきましても、西ドイツにおきましても、ほぼこれに似たような規制が行なわれてゐるのであります。民主政治の先進国でございます欧米諸国において、このとおりであるのでございます。ひとり、わが国においては、聖域たるべき国会周辺が野方図にデモの波に取り囲まれるのを放置してゐるのは、はたしていかなるものでございましょうか。

憲法の保障する「表現の自由」も、国会審議権の公正な行使、すなわち公共の福祉のうちでも最も重要なものとみなすべきものを確保するためには、ある程度の制限を加えることは当然のことと

ございます。いささかも憲法の精神にもとるものではないと存じます。そこで、私は、以下数点

について具体的に伺ひますので、率直にお答えを

いただきたいと思います。

その第一点は、国会周辺のデモの取り扱いについてでございます。国会は国民全体の代表者によつて構成され、国民全体の意思を決定する国権の最高機関であることは、私がいまさら申すまでもございません。そして、国会が国民全体の意思を決定するにあたりましては、国民の代表者たる議員による自由な話し合いということが最高に尊重されなければならないのであつて、これに對するいかなる不法な圧力も許されないと、これは、言

うまでもございません。しかしながら、過去の多

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

くの経験によりまして、不幸にして、国会周辺に
来集した多数のデモ隊が、みずからの主張を貫徹
せんとするあまり、国会審議に不法な圧力を加え
ようと企てた事例が決して少なくないのであり
ます。今回問題となった東京憲法のデモ隊は、国
会に対してこのようなデモをしようとした計画され
たのでございます。憲法擁護とは銘打ちまして、
憲法二十年記念、ベトナム反戦、沖縄返還、小選
挙区制粉砕、自衛隊違憲、春闘勝利、生活擁護国
民大行進を目標としての示威運動でございまし
て、東京都公安委員会の申請に際しまして、護
憲のための請願行進ではなく、あくまでも集団示
威行進であつて、公安委員会側から通路変更を要
請されましたけれども、これを拒否いたしました
。都の公安条例は憲法違反であつて、最高裁が
どのような判例を出そうとも、違憲であることに
間違いないという立場から、公安委員会の要請も
拒否して、集団示威行進を主張したのであります
。過去におきましては、国会周辺の集団示威行
進の申請におきましては、進路変更を条件として
許可されました。いずれの場合もその許可
条件によって進路が変更されて実施されたのでご
ざいます。今回は、公安条例撤廃を目ざすので
に、国会周辺デモを実行に移すべく、これを裁判
にまで訴えたのでございます。この事実は、九日
に公安委員会が許可をしたのに対して、その前日、
八日の晩に告訴を提起しているのをご
ざいます。それを見ても、その意味と背景が察知
されるのでございます。そもそも、デモというも
のは、一般大衆に自分たちの主張を訴えるもので
あります。だれもが認めるように、国会には、主
として国会議員及びその審議に関係する者しかい
ないはずであります。これに對しまして示威をす
るということは、集団の威力によって国会審議に
何らかの影響を与えようとするものにはかならな
いのでございまして、これは民主代議政治に対す
る自殺的な行為でございまして、一般国民が国会に
訴える方法は請願として認められているのでござ

います。この請願さえも、憲法第十六条には、平
穩に行なわれなければならないとされているので
ございまして。このような意味におきまして、国会
周辺でのデモの取り扱いについて政府はいかなる
方針を持っているか、お答えをいただきたいので
ございまして。

第二点としまして、諸外国のデモとわが国のデ
モの実情を探究しますと、私も何回か外地でしば
しば体験いたしております。また、外国の新聞報
道によつてデモの実体を知らされております。決
して荒々しい、野蠻的な威力デモは見られません。
実に堂々と、静々と行進をいたしているのをご
ざいます。それに引きかえ、わが国のデモは、かけ
足、満ち、あるいはフランスデモなど、しば
しば交通を妨害しまして、このため警察官が多数
出動して交通整理をしまして、実力規制をいた
さなければならぬ状況であります。そしてま
た、民家や物件や交通人に損傷を与えて、多
くのけが人を出しているのをございます。デモに
よる警察官の負傷者は、椎名外務大臣の韓国訪問
の際の羽田デモの際には百三十三名、日韓デモの
際には百八十三名、原潜デモでは二百七十名、一
〇・二一学生支援デモでは百三十五名の警察
官の負傷者を出しているのをございます。このよ
うな無軌道な、低次元な、しかも群衆心理に動か
されまして、公共の福祉と秩序を乱すようなこと
が予見されるところのデモ、しかも公安委のつけ
ましたところの規制措置も常に眼中になく、これ
を踏みにじつて、しかも表現の自由を叫び、違憲
を唱えるデモに對して、許可すること自体がおか
しいのではないかとと思われるが、これに對して政
府のお考え方を承りたいのでございまして。

第三番目、今回の東京憲法のデモは、杉並区役
所から日比谷公園に至る全コース約十四キロのう
ち、ごく一部であるところの国会直近のコース約
一・四キロ、すなわち、赤坂見附交差点―山王下―
特許庁前にと変更されたにすぎないのであつて、
この規制によつて、デモが一般大衆にみずからの

主張を訴えようとする目的、趣旨には、何らの支
障がないのであります。また、裁判所は、デモに
条件をつけることによつて、国会周辺を通しても
差しつかえないと言っているが、条件をつけられ
たデモが、しばしば違法行為を行なっていること
は、日常よく経験するところでございます。今回
の裁判所のデモの実態に対する認識には、はなは
だ不十分な点があると思うが、政府はこの点、裁
判所に対してどんな説明をいたしたのか承りたい
と存じます。さらに、前段申し述べましたごと
く、国権の最高機関であります国会の重要さにか
んがみまして、その国政審議権の公正な行使を確
保し、静謐な環境を維持するために、いかなる措
置を講じているか、お伺いしたいのでございま
す。

○副議長(河野謙三君) 中村君、時間が経過して
おります。

○中村喜四郎君(純) 現在、心ある人々、いな、
国民の多くの声として、公安条例の法制化、ある
いは国会周辺における秩序保持について法的規制
措置をせよとの声が高まっているが、デモの行き
過ぎの実情や、諸外国の事例にみても、どのよ
うな検討を行なっているか、政府の見解を承りた
いのでございまして。

社会党の諸君は、総理の異議申し立ては、司法
権の侵害であり、指揮権の発動だと声明している
が、総理のこのたびの措置は、過去のデモの実情
や申請の要旨を十分勘案し、さらに地裁の決定を
慎重に検討し、内閣総理大臣は法の認めるところ
に従つて異議の申し立てをし、地裁もまた、三裁
判官が慎重合議の上、総理の異議を法的に認め
て、取り消し処分をしたのでありまして、すべて
これらは法的に処置されたのであつて、司法権の
侵害、指揮権の発動ではないと私は考えのござい
ますが、法務大臣の考え方を伺いたないのでござ
います。

最後に、護憲代表星野助教授は、今後も国会周
辺のデモ申請を何度でも行なうと言つております
が、国家公安委員長の今後の対策をお伺いたし
ます。
時間が過ぎまして、まことに申しわけございま
せん。(拍手)
〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕
○国務大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。そ
れぞれの御意見を伺いましたが、特にお尋ねのあ
りました点についてお答えをいたします。
国会周辺のデモの取り扱いを一体どうするの
か。お説のとおり、国会は国権の最高機関であり
ますし、国政審議の場でありまして。こういう場
所において、十分権威が保たれ、また、静謐が保た
れる、こういうことでなければならぬと思いま
す。したがういしまして、国会開会中はもちろん、こ
の周辺におきまして、当日それが土曜日でありま
しても、国会議員の方々の登院はありますし、ま
た、緊急の場合にどういふ会合が持たれるかもわ
かりませんし、そういうことを考えますと、この
国会周辺のデモにつきまして、われわれがいろいろ
の不測の事態を考え、それに対処することは、
これは当然でございまして。そういう意味から、行
政事件訴訟法という法律がございまして、その法
律によつて――すでにお説みになったことがある
と思ひますが、その二十五条において、裁判所は
一つの決定もできませんし、また、その第二十七条に
よりまして、総理大臣が異議の申し立てをするこ
ともできるのであります。今日の民主政治、その
もとにおきましては、りっぱに成立した有効な法
律を守ることが何よりも大事でございまして。私
は、その法律に基づいて処置をいたしたのでござ
います。別に、いわゆる司法権に干渉したわけ
でございませぬし、これはもう当然の私どものな
すべきことを、法律の命ずるところでしたとい
うほかありません。今後とも、この国会周辺の集
団示威運動等につきましては、特に私どもは気を
つけて、この国会の皆さん方の御審議が平穩
に、円満にできるように、この上とも努力するつ
もりでございまして。

第二点は、わが国の各種デモ行進について、いろいろ外国にも見えないような、ずいぶん違法なデモ行進をやつておるではないか、あるいはかけ足、フランスデモ、あるいはすり込み、一般の交通を阻害しているこのような事態がある、こういうような御指摘であります。こういうような点について公安委員長がたいへん苦勞しておる、これはもうすでに御承知のとおりでありますから、私は多くを申しませんが、たいへん苦勞して、そしてこういう違法行為がないようにというのが、たゞいま政府が指導しておる第一でございます。なお、詳細は公安委員長からお聞き取りをいただきたいと思ひます。

最後に、この国会周辺の関係につきまして、今後法的規制をすることが、こういうお話であります。その必要性が全然ないわけではございません。政府は、そういう意味でこれらの問題も取り組んでおりますが、たゞいま法案を提案して皆さん方の御審議をいただく、そういうような段階ではないことも申し上げておきます。(拍手)

【國務大臣藤枝泉介君登壇、拍手】

○國務大臣(藤枝泉介君) 過去の実例で、集団示威運動がいろいろ違法行為をやつた例をあげられて、そのような集団示威運動そのものを許可するのをおかしいではないかというお話でございますが、東京都の公安条例におきまして、許可の場合には非常に厳格な条件がつけられておるわけでございます。したがって、そのような違法行為のないような幾多の条件をつけて許可をいたしておる次第でございます。今回の護憲連合の路線変更につきましては、東京都公安委員会がその変更をいたしました理由について詳細述べておりましたが、それが裁判所のいれるところではなかったことは非常に残念に存じておりますが、そのようなことでございますので、内閣総理大臣の異議申し立てをいたしました次第でございます。護憲連合は今後もとんだんこういふことをやると言つておるがどうかというお話でございます。

が、国会周辺につきましては、集団示威運動は今後も許可しないつもりでございます。(拍手)

【國務大臣田中伊三三君登壇、拍手】

○國務大臣(田中伊三三君) 中村君の御意見では、本件の事件を内閣総理大臣が行政権を發動して司法権を侵害したことになるのではないかと御所見でございます。本件の問題についての一つの注目すべき考え方であるかと存じます。

そこで、これを争ひのない学説等の見解を加えて所見を申し上げますと、法律上の見解では、申し上げるまでもなく裁判所の行なう停止決定という一つの決定でございます。司法処分でございます。形式上は司法処分であるけれども、実質をよく眺めてみると、東京都の公安委員会の進路変更という行政処分に対して変更を加えるという内容を持つておりますので、形の上では裁判所の処分でありまして、内容は行政処分と等しいものである、こう判断をすることができまして、行政上の判断に対して行政権をもつてこれに対抗してまいりますことは、何ら行政権によつて司法権を侵害するものではない、こういう判断でございます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 占部秀男君。

【占部秀男君登壇、拍手】

○占部秀男君 私は、日本社会党を代表して、去る十日行なわれた憲法擁護市民連合の示威行進に対する国会周辺のデモ規制につきまして、佐藤総理をはじめ閣僚各大臣に、三点にしばつて緊急質問をいたしたいと思ひます。

質問の第一は、今回の事件に対する佐藤総理の政治責任についてであります。

憲法二十一条に規定されました表現の自由を保障すること、公共の福祉のためにそれを制限する程度につきましては、憲法制定以来、学説の上からも、事実の上からも、争われ続けてきた問題でございます。しかしながら、今回の事件は、こうした法律解釈の範囲を越えて、より高度な、より

り重大な政治問題に発展しておるのであります。それと云ふのも、この示威行進に参加した人々が、自分の権利としての表現の自由の保障と、公共の福祉により制限される程度とを、裁判の公正な判断に求めました結果、判決によつて許された表現の自由の範囲を、逆に総理の異議の申し立てにより、国会審議を阻害するとの理由のもとに、政府の一方的な判断によつて否定されたところに問題の核心があるからであります。もともと国会周辺のデモ規制は、いわゆる東京都の公安条例が制定されて以来争われ続けてきた問題でありまして、去る昭和三十五年七月には、最高裁大法廷は、この条例自体については合憲の判決を下しましたが、その運用のいかんによつては違憲のおそれが生ずることを初めて指摘したのであります。

次いで、本年五月の東京地裁における寺尾判決は、日韓デモをめぐる都条例の運用について違法のあったことを問題にいたしましたのであります。さらに今回の杉本判決は、これに一步を進めて、進路の変更をする条件をつけたことは、東京都公安委員会が条例の運用を誤つたものであつて、違法であり、このデモ行進は国政審議の公正な行使を何ら阻害するものとは言えないと断じて、したがつて、同委員会が行なひました進路の変更部分については、執行停止を命じたのであります。

異議の申し立てによりまして、この判決そのものが取り消されたのであります。公安条例の運用に關して、行政府と裁判所の間に、これほど判断に隔たりができました以上は、国会周辺のデモ行進について、今後問題が次々と起こることは、先ほどの国家公安委員長の答弁によつても明らかであると思ひます。したがつて、この際、総理のとるべき態度としては、地裁の判決を不満とするならば、上訴する道は開かれておるべきでありますから、第二の指揮権発動とも言うべき、異議の申し立てなどにより、非常手段によるのではなく、判決は判決として尊重し、他方、都の公安委員会をして、デモの許可条件が必要最

小限度を越えているか否かを最高裁の判断に仰がせて、デモ規制に対する国民の疑問を法的に明確に決着させるよう指導するものが、法治国家の行政責任者としての、とるべき態度であつたと私は考えるのでございますが、佐藤総理の見解を伺いたいと思ひます。

今日、国民は、総理の異議申し立て以来、自由と権利の保障に重点を置いた裁判所の判断が正しいのか、政治秩序を守るためと稱する行政府の判断が正しいのか、いずれが正しいのかに迷つていられるさまであります。三権分立は名だけであつて、事實は、どんな公正な判決が行なわれたとしても、結局、政治権力によつて遮断されるに至るであろう危険を、国民は、はだで感じ取つておるのであります。ことに、今回の事件の性格が、国民の基本的権利一般に關するものだけに、まことに法治主義の危機と言わなければならぬと思ひます。この点に國民の間に、かかる疑惑と、かかる混乱を引き起こした原因は、言ひまでもなく、総理の無謀な異議の申し立てによるものであります。その政治責任はまことに重大なものであります。総理はこの責任をどうお考えになっておられますか。また、國民に対して、どうとりとておられますか。率直に心境を聞かしていただきたいと思ひます。

また、このことは、立法府としての国会の立場からも問題であります。国会周辺のデモ規制につきましては、かつて議員立法として、昭和三十三年の国会に提案されましたが、本院において審議未了になつたことは御存じのとおりであります。今回の政府のやり方は、国会で立法化できなかったものを、地方条例の運用に關連をして、行政府の独断によつて実現したと同じ結果を生んでおるのであります。そのこと自体が、国会の立法権に対する冒瀆行為であると私は思ひます。総理大臣の御見解を承りたいと思ひます。なお、このことに關連をして、法務大臣に何

をいたします。

杉本判決と総理の異議申し立てとを比べてみますと、国会に対するデモ行進の影響については、両者は全く正反対な判断に立っているのではありません。杉本判決は正しくないと考えて異議の申し立てを行なったかどうか、お伺いをいたしたいと思ひます。

また、集団示威運動の扱いについてであります。先ほど中村議員の質問の中で、デモ行進することがあつたか、暴徒のごとき質問がございましたが、非常に問題であります。なぜかと申しますと、最高裁の見解は、集団行動の性格につきまして、やり方によっては暴力に発展する危険性のある物理的力を含むことを明らかにしながら、そうした集団行動に対して、条例の運用にあつては、公共の安寧を保つことを口実に、平穩な集団行動まで抑圧してはならないと述べているのであります。総理の異議申し立ての理由の中に示された扱いは、平穩と不穩とを問はず、デモという大衆行動自体が、すでに潜在的な暴徒の行動としてとらえられているとしか考えられないのであります。法務大臣の御見解を承りたいと思ひます。

また、国家公安委員長にお伺いをいたします。今日、国会周辺の進路を許可する基準として、集団行進の場合は許可が、集団示威運動の場合は許可されないのが、政府の従来の方針であります。本来集団で行進すること自体が対外的な示威の性格を持つものであると、私は考えますが、一体、政府は、集団行進と集団示威運動との区別をどんな基準で具体的に分けられているのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

質問の第二は、行政権の司法に対する不当な圧迫についてであります。総理が異議の申し立てをするには、それだけのやむを得ない緊急事態が必要であることは、法の規定しているところであります。杉本判決は、この点につきまして、危険防止と秩序の維持に、厳

重な条件がつけられていること、その目的が憲法擁護の記念デモであること、さらに参加人員はわずかに一千人で、警察力によつて容易に対処することのできる範囲のものであること、こうしたいろいろな条件をあげて、国会審議を阻害するような緊急やむを得ぬ事態など全く予想する余地のないことを明らかにしているのではありません。事実、

十日は土曜日でありまして、両院とも本会議も、委員会もなく、登院した議員は、本院がわずかに十七名、衆議院も十四、五名に過ぎないといわれており、この事実が十日以前に公報その他で明らかにされているところでありまして、したがつて、から同然の国会のこの姿を緊急やむを得ざる事態にあるとは、被害妄想狂ならいざ知らず、常識ある者にはとうてい考えられないことでもあります。先ほど、中村議員は、異議の申し立てをしなれば、おそらく国会周辺は騒然となつたであらうと述べられましたが、一体この国会周辺の問題でありますか、私は了解に苦しむのであります。総理はこれに答えて、緊急の事態の起こることを心配してと言われましたけれども、一体どんな事実から緊急やむを得ない事態が起こると思はれたのか、総理大臣にお伺いをいたしたいと思ひます。

また、この二十七条自体が、三十七年国会における法審議の過程におきまして、乱用のおそれあるものとして、反対意見の集中したわくつきの条項でございますが、現に緊急やむを得ざる事態がないにもかかわらず、この条項を発動させることは、法の乱用であり、行政権の司法に対する不当な圧迫であり、総理みずから法治主義を破壊したものであると考えられるのであります。か、明らかにしていただきたいと思ひます。

最後に、質問の第三は、今後の問題点であります。ただいま総理は、中村議員の質問に対して、国会周辺のデモ禁止をする法律は、いまの段階で

は考えていない、かようなことを言われましたが、それでは将来考へるのでありますかどうか、その点もお伺いをいたしたいと思ひます。

新聞の伝えるところによりますと、この機会に国会周辺デモ禁止法案を出せという動きが、中村議員だけではないと思ひますけれども、自民党の中にあるということでもあります。したがつて、この点をはつきりとお伺いをいたしたいと思ひます。

また、いわゆる公安条例は、地方自治法第十四条の規定によりまして、地方公共の秩序を維持する必要があるとして、各府県、市町村等で制定されているのであります。国会周辺の秩序の維持も、都条例から見ますならば、地方公共の秩序の維持でありまして、府県議会や市町村議会の周辺の秩序の維持と共通したものと政府は解釈をしておるわけでありまして、そこで、国家公安委員長にお尋ねをいたしますが、地方議会周辺において今後今回と同じような問題が起きた場合に、総理は、そのつど、そのつど、異議の申し立てを繰り返して行なう方針であるかどうか、この点を明らかにしていただきたいと思ひます。というの

は、旧行政事件訴訟特例法時代におきましては、吉田内閣によつて、一地方議会の除名処分まで異議の申し立てが乱用された事実があるのであります。かような乱用は許すべきでないと思ひます。以上をもちつて、私の質問を終わります。(拍手)

○国務大臣(佐藤栄作君) 答へたいいたします。今回の処置をとつたことについての私の政治責任、かようなお尋ねでございますが、私は、率直に申しまして、私、初めて私の責任を果たしたやうな気がするものであります。(拍手)御承知のように、行政事件訴訟法、これでは、その二十五条の規定もございまして、同時に、二十七条の規定もございまして、したがつて、私は二十七条の規定によつて総理の異議の申し立てをいたしましたので

あります。ただいまの占部君のお話では、むしろ即時抗告をすべきではないか、かういふお話ではないかと思ひます。確かに即時抗告の方法もございまして、しかし、即時抗告では裁判所の決定を停止する力はございません。ことに、当日は九日の夜九時、ようやく裁判所は決定をしたわけでありまして、デモの行なわれるのは十日であります。

したがつて、私は、公安委員会の決定した状態を維持する、そのためには、二十七条の規定による異議の申し立てをする以外に方法はない、かように結論を出したのでございまして、したがつて、私は、たいへん重大なる政治的な責任、それを取つて、あたかもやめろというやうなお話ですが、私は今後ともやめる考えはございません。これは、国民に対して当然なことをした、かように私は考えております。

次に、行政が司法権を圧迫したのではない、あるいは干渉したのではない、かういふお話でございます。私は、さうなつてもいふまでもございせん。ただいま憲法に基づいてできました法律、その法律に、二十五条の規定もあれば、同時に二十七条の規定もあるのであります。これは、いかにも両者がお互いに、決定した事柄についての反対をする、かういふやうなことで、この形だけから見ると、司法権に対する行政権の干渉のように見受けられますけれども、しかし、この法のたてまえが、かういふ場合には、二十七条の規定によつて、最高責任者が異議の申し立てをして差しつかえないと、このとおりをすること、これは当然のことでございます。私が占部君に法律のお話を申し上げることは、いかにも筋道が違つておりますが、どうかさういふ法律を守る、これが民主主義の要諦だと、かようにひとつ御了承をいただきたいと思ひます。

また、デモにつきまして、これはその表現の自由、その方法として基本的権利だと、かように言われております。私は、今回の都公安委員会がとりました措置は、いわゆる表現の自由を拘束した

ものだとは思いません。御承知のように、デモ自身は別に禁止したわけではありません。ただ、その路線を変更しろ、また、公益の立場から、公共の福祉のために、その違法なるデモ行為はひとつやめてくれ、こういう条件をつけたのでございます。私は、これは当然のことだと思ひます。そういう点も、直ちに表現の自由を圧迫したと、声を大にされることは、どうも当たらぬように思ひます。どうかここにも、十分私どもの処置の真意をおくみ取りいただきまして、誤解のないようをお願いをいたします。

次に、今回のデモは、現にわずか二百名が実施して、別に問題なかつたじゃないか、こういうお話であります。これは結果論と言ふべきものでありまして、私どもが事前に、いろいろ不測の事態に對して処置をとるといふこと、これはあたりまえのことです。これは行政官として、不測の事態を予想してそれをやることは、これは当然であります。また、緊急事態が起きた場合という、これは、私は、国会が土曜日で休みであつたが、しかし、国会には、開会中、どんな緊急な業務が起るかかわからぬ、こういう意味で申し上げておるのであります。緊急事態云々は、デモそのものについてではありません。これは、もうしばしば皆さん方も御経験のように、緊急委員会等が開かれることはしばしばあります。また、国会内におきまして、休みの日でありまして、皆さん方は会合を持たれる。また、国会周辺には議員会館がございまして、したがって、そこには皆さん方つめていらつしやる。国会というところは、いわゆる本会議、委員会だけの場所ではございません。その辺まで私が説明するのはいかがかと思ひますが、どうか誤解のないようをお願いしておきます。

次に、この法律、今後規制をするのかということでございますが、私、ただいま中村君にも、そういう考え方をたゞいま持つておりませんということを申しました。将来のことを一体どう考えるかという重ねてのお尋ねでございますが、ただいまの段階のことを私は申し上げる。将来のことを私は申し上げません。(拍手)

かという重ねてのお尋ねでございますが、ただいまの段階のことを私は申し上げる。将来のことを私は申し上げません。(拍手)

〔国務大臣藤枝泉介君登壇、拍手〕

○国務大臣(藤枝泉介君) 御承知のように、平穩な請願権の行使である集団行進は、国会周辺について認められておるわけでございまして。これは、集団行進といふのは、集団が移動するといふこと、その単なる集団の移動によつて意思を表示するといふことでございまして。集団示威運動と申しますのは、その単なる集団の移動によるばかりでなく、それに氣勢を示す行為を加えて行動をする、これが占部さんの御引用になりました三十五年の最高裁の判決の中にも、そうした集団のエネルギーにささえられておるやういふものは、国会周辺においては危険ではないかといふことで考えておる次第でございまして。

地方議会につきましても、もちろん地方議会が平穩に保たなければならないことは当然でございまして、その地の公安委員会が適當な処置をいたすと思ひますが、それに対して、どういふ行政事件訴訟法二十七条の異議申し立てを今後するかといふことでございまして、これはその場合場合によつて判断しなければならぬものと考へております。(拍手)

〔国務大臣田中伊三君登壇、拍手〕

○国務大臣(田中伊三君) 停止決定をいたしました杉本裁判の意見と内閣総理大臣の意見が対立しておるのではないかと、一体その異議の申し立ては、杉本裁判は誤りと考えて異議の申し立てをしたのかといふ御意見であります。そのとおりでございまして。杉本裁判は裁判の誤り、當を得ざるものと考へて、内閣総理大臣は、これに對して異議の申し立てを行つたのであります。なお、念のため申し添へますと、誤解があるやうであります。念のため申し添へますと、両者の意見が対立して、両者の意見が異なる場合には、内閣総理大臣の意見を優先せしめるということが、二

十七条の立法趣旨でございまして。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 日程第二、国務大臣の報告に関する件(沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二年沿岸漁業等の施策について)。

農林大臣から発言を求められております。発言を許します。倉石農林大臣。

〔国務大臣倉石忠雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(倉石忠雄君) 「昭和四十一年度漁業の動向に関する年次報告」及び「昭和四十二年度漁業の動向に関する年次報告」及び「昭和四十一年度沿岸漁業等に関する年次報告」について申し上げます。昭和四十一年度漁業の動向に関する報告は、過去二カ年にわたる減少から回復し、六百九十一万トンと過去の最高を記録いたしました。他方、水産物に対する需要は、所得水準の上昇とともに増大し、国内生産を上回る傾向にあります。このため、水産物の輸入は、高級魚介類、魚粉等を中心として増加しており、また、水産物の消費地価格は高級生鮮品を中心として上昇傾向が見られるのであります。

まず、「昭和四十一年度漁業の動向に関する報告」の概要について申し上げます。昭和四十一年度漁業の動向は、過去二カ年にわたる減少から回復し、六百九十一万トンと過去の最高を記録いたしました。他方、水産物に対する需要は、所得水準の上昇とともに増大し、国内生産を上回る傾向にあります。このため、水産物の輸入は、高級魚介類、魚粉等を中心として増加しており、また、水産物の消費地価格は高級生鮮品を中心として上昇傾向が見られるのであります。

漁業の経営体数と就業者数は、昭和四十年には、経営体数二十二万余、就業者数は前年と同水準の六十一万余でありましたが、近年いずれも減少の傾向にあります。

沿岸漁家の経営を見てまいりますと、その所得水準は、ノリの不作もありまして昭和四十年にはやや低下いたしました。近年の傾向としては上昇を示しております。

中小漁業の経営におきましては、昭和四十一年度には概して収益性の好転した業種が多かつたのであります。近年業種間及び階層間における収益性の格差が目立ってきております。また、就業者

の賃金水準は、かなり上昇しておりますが、労働条件及び労働環境にはなお一そうの改善の余地があると考へられるのであります。

次に、「沿岸漁業等について講じた施策に関する報告書」であります。これは昭和四十一年度を中心としたもので、政府が沿岸漁業等について講じた施策をおおむね沿岸漁業等振興法第三条の項目に従つて記述したものであります。

最後に、「昭和四十二年度において沿岸漁業等について講じようとする施策」の概要について申し上げます。

ただいま御説明申しました漁業の動向を考慮しつつ、政府といたしましては、水産資源の維持増大、漁業生産基盤の整備を積極的に推進するほか、漁業協同組合の合併の促進、漁業災害補償制度の改善、中小漁業の近代化の促進等を重点として沿岸漁業及び中小漁業の振興をはかるとともに、水産物の流通加工の合理化、沿岸漁業及び中小漁業従事者の福祉の向上につとめることといたしてののであります。

以上、「昭和四十一年度漁業の動向に関する年次報告」及び「昭和四十二年度において沿岸漁業等について講じようとする施策」についてその概要を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○副議長(河野謙三君) ただいまの報告に對し、質疑の通告がございまして。発言を許します。達田龍彦君。

〔達田龍彦君登壇、拍手〕

○達田龍彦君 私は、日本社会党を代表し、ただいま報告されましたいわゆる漁業白書に對し、内閣総理大臣並びに関係大臣に若干の質問をいたしたいと存じます。

昨年九月、内閣総理大臣官邸において、沿岸、沖合、遠洋のすべての漁業について、漁業協同組合に関する世論調査を行なつておりますが、その中に、今日の漁業が今後よくなくなるか悪くなるかという質問がございまして、これに對して、よくないと答えた者はわずかに一三・三%であります

昭和四十二年六月十四日 参議院會議録第十六号

国務大臣の報告に関する件(沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十一年度沿岸漁業等の施策
について)

四八六

が、悪くなると答えた者は驚くなれ四六・二%もあり、半数に近い数字を示しているのではありません。この数字が示しているように、これが現実には漁業に携わる人たちの漁業の今日と将来に対する実感であります。しかるに、白書は、このような日本の漁業の苦悩する現実を的確にとらえることなく、事務的かつおさなりな分析の中で、こま切りに、何ら生きた姿としてとらえていないのであります。

私は、今日国民や漁業者が漁業白書に最も期待していることは、たとえ、なぜ魚が高くて、国民は魚が食えないのか、その原因、あるいは、新鮮な魚が安定した価格でなぜ供給できないのか、その仕組みと過程など、直接身近な生活の問題を知りたいのであります。この最も知りたいことが知られないばかりでなく、他の分野の白書と比較して、たいへん見劣りする、きわめてお粗末な白書と言わざるを得ません。

今日、わが国の漁業の生産量は、昭和四十一年において初めて七百七万トンと、ようやく三十七年の水準に回復しました。このように、この数年間、沿岸及び遠洋漁業の生産量が横ばいの状態を続け、しかも、わが国漁業総生産量の増減は、沖合い多獲性魚の豊凶によって大きく左右されるという状態であります。このような計画の見通しのない不安定な局面は、今日に至るもまだ打開のための方向すら立て得ず、さらに、海況、海温、海流等の気象現象の良否にたよる、いわゆる神頼み、お天気頼みの、全く原始的漁業が多多く取り残されている現状にあるのであります。

他面、経済成長のもたらした需要の増大は、消費構造の高度化を伴いながら、著しいものがあり、ために、水産物消費者価格は高騰を続け、輸入は激増しております。さらにまた、国際漁業においては、開発途上国や後進国の進出もあり、重要資源は国際管理化への方向を明らかにし始め、沿岸国による漁業専管水域設定は増加しており、規制はますます強化され、新規漁場の開発も見

べきものがなく、わが国漁業の現状と将来は、まさに夜のやみの中でいづくへ行くべきか、とほろにくれて立ち尽くしている年寄った旅人の感があるものであります。

そこで総理にお尋ねいたしますが、総理は、この日本漁業の現状と将来をいかに認識し、日本の経済社会開発の中でわが国漁業をどう位置づけていこうとおられるのかお伺いをいたす次第でございます。さらにまた、このような事態に処するために、この際、漁業の抜本的振興をはかるために漁業基本法を制定する情勢と段階がすでに来ていると考えるが、総理の決意と御見解を承りたいのであります。

質問の第二は、今日、漁業は、農業とともに、わが国経済の高度発展と成長の中で大きく取り残され、他の産業と比較して、経営構造の分野でも、生産手段においても、所得水準においても、いよいよその格差は拡大し、行き詰まりつつあるものであります。しかも、日本の産業の中で一番取り残され、行き詰まっているのが漁業であり、その中でも、わが国漁業構造の中で九割五分を占める沿岸漁業者と漁家及び漁村の経営と生活はさらにきびしく、前途はきわめて憂慮にたえず、まさに破局的、危機的様相を呈していると言つても、決して過言ではない実情にあるのであります。

白書もこのことを反映して、漁業従業者の激減、漁業生産の低下、若年労働力の流出、漁業収益の減少など、若干の現象をとらえているのであります。まさに今日のわが国漁業、とりわけ沿岸漁業は、全く希望も魅力もない漁業となり、衰微、衰退を続ける漁村となり果てているのであります。同時にまた、このことは、中小漁業も、程度の差こそあれ、同じ方向と実態に推移しております。しかるにその反面、遠洋、沖合いを中心した漁業とするいわゆる大資本漁業は、政府の手厚い援助と資本力にものをいわせて、その支配力と収益率を拡大しているのであります。申すまでもなく、産業としての漁業の使命は、国民の食生活に

必要な動物性たん白質をより多く供給することが最大であります。今日の大資本漁業とその経営者は、白書も指摘しているごとく、生産量はほとんど横ばいの状態にあり、たん白質資源の国民への供給度合いは拡大していないにもかかわらず、その収益率は生産率を大きく上回り、ばく大な増収益を示しているのでもあります。この収益率の増大原因は、大資本漁業者による独占と支配力を背景とした生産、加工、流通過程を通じての収奪、市場価格形成の場における収益、さらには沿岸及び中小漁業の分野への進出による生産の増大等によるものであります。この意味では、今日の大資本漁業経営は、まさに沿岸、中小漁業の犠牲の上に安定していると言つても、これまた決して過言ではないのであります。このことがわが国漁業構造上の根本的な矛盾であり、最大の問題点であり、また同時に、大資本漁業と沿岸、中小漁業との格差を拡大している原因でもあります。しかるに漁業白書は、四十二年度の講じようとする施策の中でも全然触れられていないのであります。これら格差と矛盾に対する総理の御見解と方針を承りたいのであります。

さらにこの際、農林大臣にお伺いしたいことは、ことしはいわゆる指定漁業許可の一斉更新の年に当たるのであります。今回の一斉更新は改正漁業法に基づく第一回目の更新であり、最近指定漁業をめぐる内外諸情勢も大きく変動しているときでもあり、今後の指定漁業の基本的方向についても、総合的、抜本的に検討すべき漁業情勢と問題点を指摘できるものであるが、この際、私は、今日の指定漁業の大部分が大資本漁業と中小漁業に集中的重点的に許可されているこの弊害を除くため、種類と内容によつては、沿岸漁業経営の安定と沿岸漁家の所得の向上をはかるために、沿岸の漁業協同組合に指定漁業の許可の一部を認めるべきであると考え、これに対する農林大臣の御見解を伺いたいのであります。

質問の第三は、わが国遠洋漁業は、これまで領海三海里と公海自由の原則を方針として、諸外国の沿岸で操業してきたのであります。が、世界の趨勢は、沿岸の水産資源の利用については沿岸国の優先を認める方向に向かつております。いまや領海十二海里及び十二海里漁業専管水域を設定する国々は六十四カ国の多きに達し、わが国の領海三海里、公海自由の原則の主張は、国際的に通らなくなり、いよいよ孤立化しつつあるものであります。このような傾向に対して、政府は今日まで、国際漁業の問題解決のために、関係国間の話し合いと実績尊重を基本方針として交渉を進めてまいっている実情であります。が、ニュージランド、米、スペイン等に見られるように、一方的に、国内法により十二海里専管水域を設定することが慣行となつてきており、わが国の話し合いと実績尊重も相手国がなかなか容認しない実情であります。さきの米との交渉においても、わが国の原則論はたな上げとなり、実績をとることのみに専念する交渉をやらざるを得なかつたと聞いております。有数の水産国である米國による一方的専管水域の設定には、わが国が好むと好まざるとにかかわらず、今後、世界各国が追随するであらう。わが国の国際遠洋漁業は、ますますきびしい規制を受けることが容易に想像されるのであります。

しかるに、近年、わが国の沿海にも外国漁船が沿岸三海里近くまで数十隻の船団を組んで接近し、操業を始めたのであります。政府は、今日までの攻めるのみ主張から、追い払われる立場、守る立場の両面を考慮した主張をせざるを得ない羽目に追い込まれておるのであります。このような事態の進展に対して、なぜに実績を尊重した資源量に基づく漁業専管水域十二海里をとり得ないのか、総理の所信を承りたいのであります。同時にまた、今後いかなる基本方針のもとに海洋政策及び国際漁業政策を進めていかれるのか、お伺いをいたします。

また、国際間の海洋及び漁業の秩序を樹立する

目的で、一九五八年ジュネーブで開かれた国連主催の国際海洋法会議では四つの条約を採択し、昨年までにすでに四条約とも発効を見ております。昨年、同じこの白書に対する質問で、わが党の川村清一君がこの問題をただしたとき、総理は、四つのうち領海及び接続水域に関する条約及び公海に関する条約の二条約については、政府も批准する準備をしていると答弁しておられるのであります。が、国際漁業情勢の流動が激しく、日本の孤立化も一段とまわ立っている事態の中で、世界一流の漁業国であるわが国が、いまだにこれに加盟していないのは、いかなる理由によるのか理解できません。私はむしろこの際、国際漁業におけるわが国の指導性と主体性を確立するためにも、早急に加盟すべきであると考えますが、なぜに、昨年の五十一回国会で約束しているにもかかわらず、今国会に批准を求めようとならないのか、総理の御見解を伺いたいのであります。

質問の第四は、白書も明らかにしているように、漁業においても農業と同様に、若年労働力の流出率がきわめて高く、新規労働力の補充も困難となっており、ために年齢構成は中高年層に著しい片寄りを示すに至っているものであります。漁村では老人漁家が增大をし、沖合い、遠洋漁業では、乗組員員の奪い合いが行なわれております。漁業の将来は労働力の面から崩壊の危機に瀕しているといえいわれるのであります。特に、日本で発達した在来の漁法は労働集約的な性格のものが多く、一貫した作業工程の機械化、省力化には、かなり多くの困難な問題をはらんでいるのであります。何よりもまず労働力の確保というのが漁業者の偏らざる声であります。しかるに、現在これが対策としては、ほとんど見るべきものがない実情であります。沿岸漁業の労働力の現状について農林大臣はどのように認識しておられるのか。現在とられている程度の施策で十分にやっていると見通しか、お伺いをいたす次第でございます。

質問の第五は、昨年ジュネーブで開かれた第五十回ILO総会では、漁船内の設備に関する条約を採択しております。この条約の内容は、漁船員の職場である漁船内部の設備を整備し、その労働条件の改善をはかることとするものであります。わが国の漁業においては、今日なお、その大部分は乗組員員の給与に歩合制をとっており、これがため漁獲の積載が優先され、船内設備は顧みられず、海難を招くこともあり、若年労働者をして漁船を忌避せしめる大きな要因の一つとなっているのであります。沖合い・遠洋漁業の優秀な乗組員を得ることがこれら漁業の発展の因をなすものでありますから、早急にこの条約を批准することが必要であります。しかるに、一九四九年のILO総会で採択された一般商船の船員設備の整備を規定した船内船員設備に関する条約は、一九五三年に発効を見ていたのであります。日本国政府は採択以来二十年になんとする今日、いまだに批准をしていないのであります。この事実を、いかに、政府が、船舶、船主に対して優遇措置をとっている反面、船舶労働者に対して冷淡であつたかの証左だと思ふのであります。こうした政府の態度が今日の漁船等の労働力の需給逼迫を招来した根本的な要因の一つであるのでもあります。そこで、外務大臣にお尋ねしますが、これら二条約の批准のための作業はどこまで進んでいるのか、いつ国会に提出する予定か、お尋ねをいたします。

さらに、運輸大臣はこれに対して、運輸行政の立場からどのように国内法の整備に対する所信をお持ちであるのか、お尋ねをする次第であります。

以上で私の質問を終わります。(拍手)

【国務大臣佐藤栄作君登壇、拍手】

○国務大臣(佐藤栄作君) お答えいたします。わが国の漁業の現状並びに今後の対策という点についてのお尋ねでございます。私が申し上げるまでもなく、わが国の動物たん白質、その約半ば

はこの漁業が供給してある、さように考えます。国民経済的にもたいへん重要な価値、意義を持つておる漁業でございます。また、経済社会発展計画では、四十六年におおろく、国民の所得もふえておりますから、そういう意味で需要は九百万トンを超すのではないかと、しかし、それに対する供給は七百七十万トンと、一応そういう予想を立てられております。そこで、今日、各漁業はどいう状況に置かれておるかという問題であります。が、沿岸漁業だとか、あるいは遠洋漁業だとか、こいうような区別をしてみますと、沿岸漁業、これはもう申すまでもなく、所得も少ないし、なかなか困難な状況、魚族はだんだん減つておる、こいう状況であります。また、中小の漁業はこれまたたいへん苦しい立場に置かれておる。また、遠洋漁業の場合は、これは大企業であります。が、何とかなるだろうと考えましても、最近、御指摘になりましたように、各国とも漁業に関心を向けてまいりましたので、なかなかその規制がむずかしくなつております。十二海里問題などもその一つであります。そいうことを考えますと、漁業が置かれておる現状は決して楽なものではない、かように思います。

しかも、将来のことを考え、需給のバランスをとるようになるためには、政府は積極的にここの生産をふやすこと、これをしなければならぬ。そこで考えられるのは、沿岸漁業におきましては養殖に力を入れる、あるいは魚礁をつくるというよりなことに特に力を入れて、それぞれある程度の成功はしているように思います。また、沿岸漁業については、もちろん、新漁場を開拓する、新しい技術を導入する等々によりまして、わが国の地位をさらに高めていくという努力を続けられているわけでありまして、しかし、今後予想される問題は、なかなか楽な状況ではないと思ひます。したがって、関係の方々の奮起と同時に、政府のこれに対する施策よろしきを得たいと、かように私は考えている次第でございます。

そこで、基本法というものは一体どうかとお尋ねでございますが、ただいま、漁業基本法というところまでは考えておりません。しかし、三十八年につくりました沿岸漁業等振興法、これは、もう御承知のことだと思ひますが、この沿岸漁業等振興法がいわゆる漁業基本法のようなものでございまして、沿岸漁業の方向としては、この振興法の示す方向であらゆる準備をし、また、そのほうで努力をしているというところでございまして。しかし、さらに、これでは不十分だと、こいうような点が今後考えられれば、置かれております漁業のことを考えるにつけても、さらに積極的な方策を立てる必要があるのではないかとと思ひます。

また、その場合に、地域的な沿岸、遠洋等の区別もございまして、同時に経営規模の問題がございまして。沿岸漁業は主として中小漁業企業形態でやっております。そいう場合に、やはり大企業との一つの分野を明確にすること、これは必要でありますし、分野を明確にし、同時に、お互いに調整し合ひ、あるいは協力し合うというところで全体を盛り立てていくと、こいう方向でありたいものだと思つております。そいう意味の協業関係その他構造改善については、特に政府は努力をしておる次第でございます。

また、いろいろ国際条約等についてのお尋ねがございましたが、これらの点は外務大臣からお答えすることになりますので、お聞き取りいただきたいと思ひます。(拍手)

【国務大臣倉石忠雄君登壇、拍手】

○国務大臣(倉石忠雄君) 指定漁業の一斉更新についてお尋ねがございました。この際、政府の態度を明らかにいたしておきたいと思ひます。指定漁業の許可の有効期間は原則として五年間でございます。本年八月から十二月にかけての一斉更新が行なわれますことは御指摘のとおりであります。そこで、この一斉更新に対処する方針をいたしましては、指定漁業をめぐる内外の諸情勢を

昭和四十二年六月十四日 参議院會議録第十六号

総合的に勘案いたしましたして、指定漁業の今後の基本的な方向に沿った許可の一斉更新をいたしたいという事で研究をいたしておりますが、

第一には、今回の一斉更新は、改正漁業法による第一回のものでございますので、現行法のワク内で措置することといたしております。

第二は、漁獲努力は、一部北洋における遠洋底引き網漁業を除きまして、資源及び漁業調整上、原則として増加いたさないというたてまえをとりたいと思ひます。

第三には、各漁業種類ごとに、操業区域、操業期間その他について、実態に応じてできるだけその合理化をはかりますけれども、沿岸漁業等との間における漁業調整にかかるとのつきましても、大幅な変更をこの時点において加えることについては、これをなるべく避けるように配慮いたしたいと思ひております。

第四は、今回の一斉更新を機会に、新たに建造される二十トン以上の漁船につきましては、漁船船員設備基準及び漁船荷役基準、荷物を積み出す基準でございますが、これを強制適用し、船員の労働環境の改善と船舶の安全性の確保をはかること。こういう方針でございますが、なお、本件に關しましては、中央漁業調整審議会において慎重な検討を重ねられたものでございます。こういう態度で一斉更新に臨みたいと思ひております。

それから、もう一つ御指摘の漁業労働力の確保につきまして、これは全く御指摘のとおり、今日の、ことに沿岸及び中小漁業におきましては、時代の流れにつれまして、労働力が流動的でございます。私どもといたしましては、やはりどうしてこの漁業の従業者を確保いたすためには、この従業者に対して漁業に対する魅力を持たせるようにしなければならぬ。この点におきましては、御存じのように、たとえば労働条件を改善する、あるいはまた、先ほどILO条約のこととお話がございますが、なるべく、そういうような理

想に近い基準の設定をいたしまして、雇用条件を改善いたしてまいること、同時に、また、消費者物価を考慮することによって、配給機構はもろん考慮いたさなければならぬが、この漁家の所得をふやそうという意味で、やはり漁業を近代化すること、機械化してまいって、そうして一人当たりの生産性をあげることによって各個人の所得をふやしていくという、このことは、ただいま国会で御審議を願っております中小漁業振興特別措置法案等の内容でも御存じのとおりでございます。そういうふうな方向をとると同時に、漁村における若者たちの生活環境を改善してあげるとか、いろいろそういう施設を行なうことによって、漁業というものに魅力を持っていいただく。これは農業と同じように、そういうふうにしむけてまいるよううに政府が鋭意努力をいたしておることは、御存じのとおりでございます。

あと、専管水域等の問題につきましては外務大臣にもお尋ねのようでございますから、それらの関係からお願いたすことにいたします。

（拍手）

（国務大臣三木武夫君登壇、拍手）

○国務大臣（三木武夫君） 第一点は、漁業交渉に対するわが国の基本的な態度についてお尋ねでございます。領海の幅員は三海里、また、関係国間の特別の合意のない限り、漁業水域の設定は認めない、さらに、特別の合意のある場合においても十二海里以上は認めない、これが漁業交渉をいたす場合の日本の基本的原則でございます。しかし、遠田君の御指摘のごとく、世界的に一方的な漁業水域を設定する傾向というものは非常に顕著になってきています。日本の漁業権益が押されがみであることは御指摘のとおりでございます。しかし、こういう事態において、結局この各国の利害が一致いたしませんから、漁業水域の問題を世界的に解決するということは非常に困難でございます。したがって、日本は二国間の交渉を通じて従

来の漁業実績を守っていく、こういうことで實際的に解決をするという態度が日本の国益を守る道である、かように考えて、外交交渉を通じて日本の漁業権益を守りたいと考えております。

第二は、海洋法会議で採択された四条約、これは一体批准はどうなっているのかという御質問でございますが、その中で、領海及び接続水域に關するもの、公海に關するものは、これはできるだけ早く、次の国会には提出をいたしたい考えで準備を進めております。しかし、資源保存と大陸棚に關する条約は、遠洋漁業に非常に重大な利害關係がございしますので、これはさらに慎重な検討を加えたいという所存でございます。

お答えいたします。（拍手）

（国務大臣大橋武夫君登壇、拍手）

○国務大臣（大橋武夫君） ILO条約百二十六号は、昨年、第五十回ILO総会で採択された際にも、わが国では、政府、労使一致してに賛意を表したものでございます。したがって、政府としましては、条約の趣旨を尊重し、漁船船内船員設備基準に關する国内規制の制定をできるだけ早期に実現いたしまして、条約批准が可能になるよう努力いたす考えでございます。すでに、政府といたしましては、昭和三十九年に、漁船をも含めまして、船舶船員設備に關する法規制について、船員中央労働委員会に対して諮問を行なっており、同委員会でも、商船に關する設備基準の結論は大体これを得るに至っておりますので、漁船に關する設備基準の審議も近々行なわれる見通しとなつております。これらの審議を一そう促進いたしたいと存じます。（拍手）

○副議長（河野謙三君） これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○副議長（河野謙三君） 日程第三、アジア生産性機構の特権及び免除に關する日本国政府とアジア生産性機構との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）。

日程第四、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の領事条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）。

日程第五、所得に対する租税に關する二重課税の回避のための日本国とノルウェー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件。

以上三件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

（異議なしと稱ふ者あり）

○副議長（河野謙三君） 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。外務委員長赤間文三君。

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

アジア生産性機構の特権及び免除に關する日本国政府とアジア生産性機構との間の協定の締結について承認を求めるの件

アジア生産性機構の特権及び免除に關する日本国政府とアジア生産性機構との間の協定の締結について承認を求めるの件

アジア生産性機構の特権及び免除に關する日本国政府とアジア生産性機構との間の協定の締結について承認を求めるの件

アジア生産性機構の特権及び免除に關する日本国政府とアジア生産性機構との間の協定の締結について承認を求めるの件

アジア生産性機構の特権及び免除に關する日本国政府とアジア生産性機構との間の協定の締結について承認を求めるの件

アジア生産性機構の特権及び免除に關する日本国政府とアジア生産性機構との間の協定の締結について承認を求めるの件

アジア生産性機構の特権及び免除に關する日本国政府とアジア生産性機構との間の協定の締結について承認を求めるの件

アジア生産性機構の特権及び免除に關する日本国政府とアジア生産性機構との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府及びアジア生産性機構は、アジア生産性機構規約第四十条の規定を想起し、

アジア生産性機構の本部が日本国の領域内に置かれてゐることを考慮し、日本国の領域におけるアジア生産性機構の特権及び免除に関する事項を規定することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条 定義

この協定の適用上、

(a) 「機構」とは、アジア生産性機構をいう。
(b) 「本部の構内」とは、機構が公の目的にあつてゐるため恒久的又は暫定的に占有する建物又は建物の一部をいう。

(c) 「加盟政府」とは、アジア生産性機構規約の当事者である政府をいう。

(d) 「機構が招集する委員会」とは、機構が招集する理事会及び執行委員会の会合をいう。

(e) 「加盟政府の代表者」とは、(d)にいう会合に出席する代表団のすべての理事、理事代理及び顧問をいう。

第二条 法人格

機構は、法人格を有し、次の能力を有する。

(a) 契約すること。

(b) 不動産及び動産を取得し、及び処分すること。

(c) 訴えを提起すること。

第三条 機構の本部の構内

機構の本部の構内は、不可侵とする。日本国の当局は、機構の事務局局長又はその代理の者の同意又は要請がある場合を除くほか、公務の遂行のため本部の構内に立ち入つてはならない。ただし、日本国の当局が防火上若しくは衛生上の管理に關連して機構の本部の構内に立ち入る場合又は緊急事件が既に発生し若しくは発生しようとしてゐることを日本国の当局が信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、事務局局長の同意があつたものとみなす。

第四条 財産、基金及び資産

1 機構並びに、所在地及び占有者のいかなるを問はず、その財産及び資産は、機構が免除を明示的に放棄した特定の場合を除くほか、裁判所の訴訟手続の免除を享有する。もつとも、免除の放棄は、判決の執行についての免除の放棄をも意味するものではなく、判決の執行についての免除の放棄のためには、別にその放棄をする必要とするものと了解される。

2 機構の財産及び資産は、所在地及び占有者のいかなるを問はず、機構の事務局局長の同意のある場合又は事務局局長が同意した条件に基づく場合を除くほか、行政上、司法上又は立法上の措置のいづれかによる捜索、押収、徴発、没収、収用その他の形式の干渉を免除される。

3 1及び2の規定は、車両によつて生じた損害について第三者が提起する民事訴訟手続には適用しない。

4 (a) 機構の記録及び一般に機構が所有し又は保管する公文書は、不可侵とする。
(b) 機構の職員が私的な書類は、公文書が保管されている場所から完全に区別された場所に保管しなければならない。

5 機構は、財政上のいかなる種類の管理、規制又はモラトリアムによつても制限されることなく、

(a) 基金又はいかなる通貨をも保持し、及びいかなる通貨の勘定をも設けることができる。
(b) 基金又は通貨を日本国内において又は日本国と他の国との間で移動し、及びその保持する通貨を他の通貨と交換することができる。

6 機構は、5に定める権利を行使するにあつては、日本国の法令が定める手続に従ふものとし、また、日本国政府の申入れに対して、機構の利益を害することなくこの申入れを実施することができると考へる限り、受当な考慮を払わなければならない。

7 機構及びその資産、収入その他の財産は、(a) 事実上公益事業の使用料に過ぎない税を除くほか、すべての直接税を免除される。

(b) 機構が公用のために輸入し又は輸出する物品に關しては、関税並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除される。もつとも、この免除を受けて輸入した物品は、日本国政府と合意した条件によるものでなければ、日本国においては売却しないものと了解される。

(c) 機構が公用のために輸入し又は輸出する刊行物に關しては、関税並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除される。

8 機構は、原則として、消費税並びに動産及び不動産の売却に対する租税でその価格の一部をなすものの免除を要求しない。もつとも、日本国政府は、機構が公用のために財産の重要な購入を行なうに際しこれに前記の租税を課し、又は課することができるときは、可能な限りこれらの租税を免除するために適當な政府的措置をとるものとする。

第五条 通信に關する便宜
機構は、その公用通信に關して、日本国の領域において、かつ、日本国が当事国である国際条約、規則及び取極に抵触しない限り、郵便及び電気通信に対する優先権、料金及び課金について、日本国政府が他のいづれかの国際機関に与える待遇よりも不利でない待遇を享有する。

第六条 加盟政府の代表者
1 機構が招集する会合における加盟政府の代表者は、機構が特権又は免除を放棄した特定の場合を除くほか、その任務の遂行中の特権及び免除を享有する。

(a) 身柄の逮捕又は抑留及び手荷物の押収の免除並びに、公的資格で行なつた口頭又は書面による陳述及びすべての行動に關して、裁判所の訴訟手続(車両によつて生じた損害について第三者が提起する民事訴訟手続を除く)の免除

(b) すべての書類及び文書の不可侵
(c) 自己及び配偶者に關して、出入国制限及び外国人登録の免除

(d) 通貨又は為替の制限に關して、他のいづれかの国際機関の加盟国の代表者に与えられる便宜よりも不利でない便宜

(e) 手荷物の通関に關して、他のいづれかの国際機関の加盟国の代表者で同等の地位にあるものに与えられる免除及び便宜よりも不利でない免除及び便宜
(f) 他のいづれかの国際機関の加盟国の代表者で同等の地位にあるものに与えられる特権、免除及び便宜よりも不利でないその他の特権、免除及び便宜であつて、前各号の規定に矛盾しないもの。ただし、輸入貨物(手荷物の一部としての輸入貨物を除く)に対する関税又は消費税若しくは取引税の免除を要求する権利は、有しない。

2 公的資格で行なつた口頭又は書面による陳述及びすべての行動に關して1(a)に定める裁判所の訴訟手続の免除は、その者が加盟政府の代表者でなくなつた場合にも、引き続き与えられる。

3 なんらかの形式の課税上の取扱いが居住を条件とする場合には、機構が招集する会合における加盟政府の代表者がその任務の遂行のために日本国に滞在する期間は、居住期間と認めない。

4 特権及び免除は、加盟政府の代表者個人の一身上の便宜のために与えられるものではなく、機構に關連する任務を独立して遂行することを保障するために与えられるものである。したがつて、機構は、いづれかの代表者に与えられる免除が正義の実現を阻害するものであり、かつ、その免除が与えられる目的を害することなくこれを放棄することができると判断する場合

には、その免除を放棄する権利及び義務を有する。

は第三の仲裁委員を任命することを国際司法裁判所に要請することができる。日本国政府及び機構は、この条の規定に基づいて与えられた裁定に服することを約束する。

第十二条 最終規定

1 この協定は、機構の事務局長が日本国政府からこの協定を受諾する旨の通告を受領した日に効力を生じ、2又は3の規定に基づき終了するまで引き続き効力を有する。

2 この協定は、いずれか一方の当事者の他方の当事者に対する書面による通告によりいつでも終了させることができ、通告の受領の後一年で終了する。

3 機構の本部が日本国の領域から移転する場合、この協定は、日本国政府と機構との間で合意する日に終了する。

以上の証拠として、下名の日本国政府及び機構の代表者は、このため正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十七年四月五日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

三木武夫

アジア生産性機構のために

押川一郎

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の領事条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年五月二十五日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の領事条約の締結について承認を求めるの件

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の領事条約(同条約の議定書に関する交換公文を含む。)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の領事条約

日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、両国間の友好関係の強化について協力し、かつ、両国間の領事関係を規定することを希望し、領事条約を締結することに決定し、そのため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国

第二部 領事館の設置並びに領事官及び領事館職員任命

第二章 派遺国は、接受国の領域内において、接受国の同意を得た場合に限り、領事館を設置することができる。

(1) 派遺国は、接受国の領域内において、接受国の同意を得た場合に限り、領事館を設置することができる。

第三章 第三条

(1) 派遺国は、館長を任命するに先立ち、外交上の経路を通じて、その任命について接受国の同意を得なければならない。

(2) 派遺国は、館長の任務の開始に先立ち、その氏名及び階級並びに当該領事館の所在地を記載した領事委任状を外交上の経路を通じて接受国に提出しなければならない。

(3) 接受国は、(2)に規定する委任状が提出されたときは、領事館の長の資格において承認する認可状を、できる限りすみやかにかつ無料で、その館長に与えなければならない。接受国は、必要があるときは、認可状を与えるまでの間、臨時の許可を与えるなければならない。

第四章

(1) 派遺国は、館長以外の領事官の任務の開始に先立ち、その氏名、職務及び階級を記載した任命通告書を外交上の経路を通じて接受国に提出しなければならない。

(2) 接受国は、(1)に規定する任命通告書が提出されたときは、領事職務を遂行する権利を認める適当な文書を、できる限りすみやかにかつ無料で、その領事官に与えなければならない。

官 報 (号 外)

第五条 接受国は、領事官の氏名を、遅滞なく、自国の関係当局に通報しなければならない。

第六条

領事官は、派遣国の国民でなければならない。

第七条

派遣国は、領事館職員の任務の開始に先立ち、その氏名、国籍及び職務について外交上の経路を通じて接受国に通告しなければならない。

第八条

派遣国は、領事官及び領事館職員の任務が終了したときは、外交上の経路を通じてその旨を接受国に通告しなければならない。

第九条

派遣国は、自国の国民であつて、すでに接受国にあるもの又は接受国に向かつて旅行中であるものを領事官又は領事館職員として任命することができない。ただし、接受国において勤務している派遣国の外交使節団の構成員並びに領事官及び領事館職員については、この限りでない。

第十条

接受国は、いつでも、理由を示さないうで、派遣国に対し、領事官又は領事館職員である者が受け入れ難い者であることを外交上の経路を通じて通告することができる。その通告を受けた場合には、派遣国は、領事官又は派遣国の国民である領事館職員については、その者を召還し、派遣国の国民でない領事館職員については、その者の任務を終了させなければならない。派遣国がこの義務の履行を拒否した場合又は相当な期間内にその履行をしなかつた場合には、接受国は、その者を領事官又は領事館職員と認めることを拒否すること

ができる。

第十一条

(1) 領事官が不在、病氣、死亡その他の理由によりその職務を遂行することができないときは、派遣国は、あらかじめ接受国に通告して、接受国にある他の領事官、領事館職員若しくは派遣国の外交使節団の構成員又は接受国が同意を与えたその他の者に、当該領事官に代わつてその職務を遂行することを一時的に命ずることができ、この項の規定に基づき領事官に代わつてその職務を遂行する者は、この条約に基づく権利、特権及び免除を享有し、かつ、この条約に基づく義務を負うものとする。

(2) この条約の諸規定は、派遣国の外交使節団の領事部の領事活動にも適用される。派遣国の外交使節団の構成員であつて、派遣国により領事職務を遂行する権限を与えられ、かつ、その旨が接受国に通報されたものは、この条約に基づく権利、特権及び免除を享有し、かつ、この条約に基づく義務を負うものとする。

(3) 第三十六条(5)に規定する場合を除くほか、(1)又は(2)にいう外交使節団の構成員による領事職務の遂行は、その者が外交使節団の構成員として享有する特権及び免除に影響を及ぼすものではない。

第十二条

接受国は、領事官に対し、その任務を遂行することができるよう、また、この条約及び接受国の法令に規定する権利、特権及び免除を享有することができるよう、十分な便宜を与えるものとする。

第十三条

(1) 派遣国は、接受国の法令に従うことを条件として、領事館の事務所において、又は領事官若しくは派遣国の国民である領事館職員の住居にある目的をもつて、派遣国が必要とする土地、建物、建物の一部及び工作物を、接受国の法令に基づいて認められる保有形式により取得し、占有し又は賃借することができる。

(2) 接受国の当局は、必要な場合には、派遣国が(1)にいう目的のため土地、建物、建物の一部及び工作物を入手することを容易にする措置を執るものとする。

(3) 派遣国は、当該地域に適用される建築若しくは都市計画に関する規制又はこれに類する規制に服することを免除されないことが了解される。

第三部 特権及び免除

第十四条

(1) 領事館には、派遣国の紋章及び派遣国の国語で領事館を示す適当な標識を掲げることができる。領事館には、また、派遣国の国旗を掲げることができる。

(2) 館長は、その住居及びその任務の遂行のために使用する輸送手段に派遣国の紋章を附し、かつ、派遣国の国旗を掲げることができる。

第十五条

もつぱら領事館の目的のために使用される土地、建物及び建物の一部並びに領事官の住居は、不可侵とする。接受国の警察その他の当局は、館長若しくはその指定する者又は派遣国の外交使節団の長の同意を得ないで、これらの土地、建物及び建物の一部並びに住居に立ち入つてはならない。

第十六条

領事公文書は、不可侵とする。公の性質を有しない書類は、領事公文書の中に保管してはならない。

第十七条

(1) 領事館は、派遣国の政府並びに派遣国の外交使節団及び領事館(接受国にあるかどうかを問わない。)と通信する権利を有する。この目的のため、領事館は、すべての公共の通信手段又は伝書使及び公用の封印された袋その他の容器を使用し、かつ、暗号又は符号を用いることができる。領事館が公共の通信手段を使用するに際しては、派遣国の外交使節団について適用される手数料と同様の手数料が適用される。

(2) 領事館の公の通信(通信手段のいかんを問わない。)及び公用の封印された袋その他の容器で公用であることを外部から識別することができ、記号を附したものは、不可侵とし、接受国の当局は、これを検閲し又は押収してはならない。

(3) 伝書使として(2)に規定する公用の封印された袋その他の容器を輸送する者は、外交伝書使が享有する権利、特権及び免除と同様の権利、特権及び免除を享有する。

第十八条

(1) 領事官又は派遣国の国民である領事館職員は、公務上の行為については、接受国の管轄権からの免除を享有する。

(2) 領事官又は派遣国の国民である領事館職員及びその世帯に属する家族の構成員で派遣国の国民であるものは、接受国の刑事上の管轄権からの免除を享有する。

(3) 派遣国は、(1)又は(2)の規定に基づいて領事官

若しくは領事館職員又はその家族の構成員が享有する免除を放棄することができる。放棄は、常に明示的に行なうものとし、外交上の経路を通じて書面により接受国に通告するものとする。

第十九条

(1) (3)の規定を害することなく、領事官又は領事館職員は、接受国の司法当局又は行政当局から要請されたときは、民事事件又は刑事事件において証人として証言を行なうものとする。ただし、領事官又は派遣国の国民である領事館職員に対し、証人として証言を行なうこと又はこのため法廷に出頭することを強制する措置を執つてはならない。

(2) 領事官又は領事館職員に対して証人として証言を行なうことを要請する接受国の司法当局又は行政当局は、領事館の業務を妨げないようにすべての合理的な措置を執り、かつ、可能な場合又は許される場合には、領事館又は当該領事官若しくは当該領事館職員の住居において口頭又は書面による証言を録取するように取り計らうものとする。

(3) 領事官又は領事館職員は、自己の公務の範囲内の事項に関連する証言を行なうことを拒否することができる。領事官又は領事館職員は、また、派遣国の法令に関する鑑定人として証言を行なうことを拒否することができる。

第二十条

領事官又は派遣国の国民である領事館職員及びその世帯に属する家族の構成員であつて派遣国の国民であるものは、接受国において国防に関する役務及びその他のすべての種類の強制的役務を免除される。

第二十一条

領事官又は派遣国の国民である領事館職員及びその世帯に属する家族の構成員であつて派遣国の国民であるものは、在留許可の取得及び外国人登録に関する接受国の法令に定める要件を免除される。

第二十二条

(1) 派遣国又は派遣国のために行動する若しくは二以上の者は、領事館の目的のために使用される不動産（領事館又は領事館職員の住居を含む。）及び動産の取得、所有、占有又は使用に關し、接受国又はその地方公共団体が課するすべての種類の租税又はこれに類する課徴金で、派遣国又は派遣国のために行動する若しくは二以上の者が本来は法律上納付の義務を負うもの（提供された特定の役務に対する給付としての性質を有するものを除く。）の納付を免除される。

(2) 派遣国は、領事官がその職務の遂行に関連して徴収する手数料に關し、接受国又はその地方公共団体が課するすべての種類の租税又はこれに類する課徴金の納付を免除される。

第二十三条

(1) 領事官又は派遣国の国民である領事館職員は、公務の遂行について派遣国から受領する給与、俸給、賃金又は手当に対し接受国又はその地方公共団体が課するすべての種類の租税又はこれに類する課徴金の納付を免除される。

(2) 領事官又は派遣国の国民である領事館職員は、接受国又はその地方公共団体が課するその他のすべての種類の租税又はこれに類する課徴金で、本来は自己が法律上納付の義務を負い、かつ、接受国又はその地方公共団体に直接

徴収されるものの納付を免除される。ただし、当該領事官又は当該領事館職員が派遣国の常勤の職員であり、かつ、接受国において営利を目的とする私的な職業に従事していないことを条件とする。

(3) (2)に定める免除は、次のものについては、適用しない。

(a) 接受国内における私的な不動産の取得、所有、占有又は処分に対して課される租税（第二十二條(1)の規定に基づいて納付を免除されるものを含まない。）

(b) 接受国内に源泉がある所得で、(1)に定めるものの以外のもので課される租税

(c) 取引に対し、又は取引を有効なものとし若しくは取引に関連する証書に対して課される租税（すべての種類の印紙税を含む。）

(d) 接受国にある財産の贈与による移転に対して課される租税

(e) 第二十四條に定める場合を除くほか、接受国にある財産の死亡に基づく移転（相続による移転を含む。）に対して課される租税

第二十四条

接受国又はその地方公共団体は、領事官若しくは派遣国の国民である領事館職員又はその世帯に属する家族の構成員であつて派遣国の国民であるものがもつばら領事官若しくは領事館職員又はその家族の構成員の資格において接受国内に居住していたことに關連して所有していた動産については、死亡に基づく移転に關して課される租税又はこれに類する課徴金を免除するものとする。

第二十五条

(1) もつばら領事館の公用のために輸入されるすべての物品（自動車を含む。）については、接受国において、輸入に対し又は輸入を理由として課されるすべての関税、内国税その他の租税が免除されるものとし、その免除は、派遣国の外交使節団の公用のために輸入される物品について与えられる免除と同様のものとする。

(2) 領事官及び派遣国の国民である領事館職員は、派遣国の常勤の職員であり、かつ、接受国において営利を目的とする私的な職業に従事していないことを条件として、自己又はその世帯に属する家族の構成員で派遣国の国民であるものの個人的な使用のための物品について、輸入に対し又は輸入を理由として課される関税、内国税その他の租税を免除されるものとし、その免除は、派遣国の外交使節団の同等の種類の職員に対して与えられる免除と同様のものとする。

(3) (2)の規定の適用上、「外交使節団の同等の種類の職員」とは、領事官については外交官をい、また、領事館職員については事務及び技術職員をいう。

(4) この条の規定に基づいて輸入された物品の処分については、接受国の法令の適用があるものとする。

第二十六条

領事官及び領事館職員は、国の安全上の理由により立入りを禁止し又は規制している地域に關する接受国の法令に従うことを条件として、その任務を遂行するため、領事管轄区域内において自由に移動し及び旅行することが認められるものとする。

第二十七条

この条約に基づき特権及び免除を享有するすべての者は、接受国の法令(交通規則を含む)を尊重する義務を負う。ただし、その特権及び免除は、害されないものとする。

第二十八条

派遣国によつて所有され、かつ、領事館の公用に供されるすべての輸送手段及び領事官又は領事館職員によつて所有されるすべての輸送手段は、接受国において、その法令に従つて第三者の損害に関する保険に付しておかなければならない。

第四部 領事職務

第二十九条

(1) 領事官は、その領事管轄区域内において、この部に定める職務を遂行する権利を有する。領事官は、さらに、接受国の法令に反しないその他の領事職務を遂行することができる。

(2) 領事官は、接受国の当局の同意を得て、その領事管轄区域外において職務を遂行することができる。

(3) 領事官は、その職務の遂行に関連して、その領事管轄区域の権限のある当局(中央政府機関の地方部局を含む)に対して申入れを行ない、かつ、これと通信する権利を有する。

(4) 領事官は、その職務の遂行に関連して、派遣国が定める手数料を徴収する権利を有する。

第三十条

領事官は、その領事管轄区域内において、次のことを行なう権利を有する。

(a) 派遣国及びその国民の権利及び利益を擁護すること。

(b) 派遣国と接受国との間の通商上、経済上、文化上及び科学上の関係の発展を助長し、並びに

その他の方法により両国間の友好関係の発展に寄与すること。

第三十一条

(1) 領事官は、その領事管轄区域内において、派遣国のいかなる国民とも面会し、通信し、並びにこれに助言及びすべての援助(必要な場合に接受国の当局の下における訴訟その他の手続に關して与える法律上の援助を含む)を与える権利を有する。

(2) 接受国は、派遣国の国民が領事館と通信し、及び領事館を訪問することをいかなる方法によつても制限してはならない。

第三十二条

(1) 接受国の権限のある当局は、派遣国の国民が逮捕され、又はその他の場合において拘禁されたときは、直ちにその旨を適當な領事官に通報するものとする。

(2) 領事官は、派遣国の国民が逮捕され、若しくはその他の場合において拘禁されたとき、又は有罪の判決を受けて監獄で刑に服しているときは、遅滞なく、その国民を訪問し及びその国民と通信する権利を有する。この権利は、接受国の法令に従つて行使されるものとする。ただし、これらの法令は、この権利を無効にするものであつてはならない。

第三十三条

領事官は、その領事管轄区域内において、次のことを行なう権利を有する。

(a) 国籍に關する派遣国の法令に基づいて行なうことを要求される届出を受理すること。

(b) 派遣国の国民を登録すること。

(c) 派遣国の国民の出生若しくは死亡を登録し、

又はその届出を受理すること。

(d) 接受国の法令に従つて成立した婚姻又は離婚で、少なくとも当事者の一方が派遣国の国民であるものを登録し、又はその届出を受理すること。

(e) 婚姻の当事者の双方が派遣国の国民である場合に、その婚姻を成立させること。

(f) 派遣国の法令に従ひ、派遣国の国民の親族關係に關する届出を受理すること。

(g) 査証及び旅券その他これに類する書類を発給し、修正し、更新し、有効にし、及び無効にすること。

第三十四条

(1) 領事官は、その領事管轄区域内において、次のいずれかの場合には、署名を認証し及び証明し、法律上の性質を有する証書又は文書及びそれらの写しを作成し、認証し、証明し及び法律上正当なものとし、並びにこれらの書類を有効にするため必要なその他の措置を執ることが出来る。

(a) いずれかの者により派遣国内における使用のため又は派遣国の法令に基づき必要とされる場合

(b) 派遣国の国民により派遣国以外の場所における使用のため必要とされる場合

(2) もつとも、証書又は文書に關連して領事官が(1)に定める行為を行なつた場合において、その証書又は文書が接受国内における使用のため又は接受国の法令に基づき必要とされるときは、接受国の当局は、接受国の法令に反しない限度において、その証書又は文書を有効なものと認める義務を負うものであることが了解される。

(3) (2)にいう証書又は文書が接受国の当局に提出される場合において、接受国の法令により必要とされるときは、その証書又は文書について法律上正当なものとする措置が執られるものとする。

第三十五条

接受国の権限のある当局は、派遣国の国民の死亡についての情報を手にしたときは、できる限りすみやかに、これを領事館に通報するものとする。

第三十六条

(1) 派遣国の国民が接受国の領域内で死亡した場合において、その死亡した領域内に法定相続人又は遺言執行者がいないときは、接受国の關係地方当局は、できる限りすみやかに、領事官に通報するものとする。

(2) 領事官は、關係司法当局の裁量の範囲内において、かつ、その時及びその場所で現に適用がある接受国の法令に基づき許可される場合において、次のことを行なうことができる。

(a) 死亡した派遣国の国民が法定相続人又は動産である遺産の管理のため指名した遺言執行者を接受国内に有しない場合に、その死亡した国民の遺産である動産を一時的に保管すること。ただし、その一時的保管は、管理者が正当に任命されたときは、その管理者に引き継がれるものとする。

(b) 死亡した派遣国の国民であつて、接受国内に遺言執行者及び法定相続人を有しないものの遺産を管理すること。ただし、その遺産を管理することを認められる場合にも、他の管理者が任命されたときは、領事官は、この管

理をその管理者に引き継ぐものとする。

(c) 死亡した者(国籍のいかんを問わない。)の財産で接受国内にあるものに関する派遣国の国民の利益を、その国民が接受国内に居住していないことを条件として、その国民が他の方法で代表されていない限り、代表すること。ただし、この規定は、領事官に対し、弁護人として行動することを許すものではない。

(3) 領事官は、接受国の法令によつて禁止されない限り、派遣国の国民で接受国内に居住していないものを送付するため、その国民が他の者の死亡により受領する権利を有する金銭又は財産(遺産の取り分、労働者災害補償関係法令、恩給制度及び、一般に、社会福祉に関する制度に基づく支払並びに保険証券の収益を含む。)を、裁判所、公の機関又は配分を行なう者の裁量の範囲内で、受領することができる。裁判所、公の機関又は配分を行なう者は、領事官が次の事項に關して定められた条件に従うことを要求することができる。

(a) 前記の国民からの委任状その他の授權の文書の提示
(b) 前記の国民により前記の金銭又は財産が受領されたことの合理的な証拠の提供

(c) 前記の証拠を提供することができない場合における前記の金銭又は財産の返還

(4) (a) 派遣国の国民で接受国内に住所を有しないものが接受国内で旅行中又は通過中に死亡したときは、領事官は、死亡した国民が現に所持していた金銭及び物品を保全するため、直ちにそれらを保管する権利を有する。

(b) 領事官は、(a)にいう死亡した国民が個人的な使用のため現に所持していた金銭又は物品を、相続についての関係法令に従つて行なわれる処分のため、占有する権利を有する。ただし、その金銭又は物品を占有する権利については、接受国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、(2)及び(3)の規定によるものとする。

(5) 第十八条及び第十九条の規定にかかわらず、領事官は、この条に規定する職務を遂行するときは、その遂行に關する限度において、接受国の法令及び民事上の管轄権に服するものとする。

第三十七条

(1) 接受国の法令に基づき、派遣国の国民又はその財産のために後見人又は管理人を選任する必要が生じたときは、領事官は、後見人又は管理人の資格で行動する適当な者を接受国の裁判所その他権限のある当局に推薦することができる。

(2) 裁判所その他権限のある当局が、なんらかの理由により、(1)に基づき推薦された者を後見人又は管理人として選任することができないときは、領事官は、その他の者を推薦することができる。

第三十八条

(1) 領事官は、その領事管轄区域内の港その他投錨地に入る派遣国の船舶に対して、すべての協力と援助を与える権利を有する。

(2) (1)にいう船舶が陸岸との自由な連絡を許されるときは、直ちに、領事官は、その船舶に乗り込むことができ、また、その船舶の長及び乗組員

は、領事官と通信し、及びその領事官を訪問することができる。

(3) 領事官は、派遣国の船舶並びにその船舶の長及び乗組員に關する領事官の職務に關連するいかなる事項についても、接受国の権限のある当局の援助を要請することができる。

第三十九条

領事官は、その領事管轄区域内において、派遣国の船舶について、次のことを行なう権利を有する。

(a) 船舶の長及び乗組員を尋問し、その船舶の書類を検査し、その船舶の航行、航行中の事件及び目的地に關する陳述を行なわせ、並びにその船舶の入港、出港及び停泊について援助を与えること。

(b) 接受国の法令により認められるときは、船舶の長又は乗組員とともに接受国の司法当局及び行政当局に出頭し、並びにこれらの当局と船舶の長又は乗組員との間の問題に關し法律上の援助をあつせんし、かつ、通訳として行動することを含め、その他の援助を与えること。

(c) 接受国の当局の権限を害することなく、派遣国の法令に従つて、船舶の長とその乗組員との間の紛争(資金及び労働契約に關する紛争を含む。)の解決についてあつせんし、船舶の長及び乗組員の雇用及び解雇に關してあつせんし、並びに船舶の長に対してその職務の遂行に關して必要な援助を与えること。

(d) 船舶及び乗組員に關する派遣国の法令に定める届出書その他の文書を受領し、作成し又は施行すること。

(e) 船舶の長又は乗組員の送還及び病院における

治療に關してあつせんその他の適当な措置を執ること。

第四十条

接受国の司法当局及び行政当局は、派遣国の船舶上でなんらかの強制措置を執り又はなんらかの正式の取調べを行なおうとするときは、適当な領事官にその旨を通報しなければならない。この通報は、緊急事態のために不可能である場合を除くほか、領事官又はこれに代わつて行動する者が現場に立ち会うことができるだけの時間的余裕があるように、行なわなければならない。領事官又はこれに代わつて行動する者が現場に立ち会わなかつた場合には、領事官は、要請を行なうことにより、前記の当局からどのようなことを行なつたかについての十分な情報を受けることができる。もつとも、この条の規定は、税関、出入国管理又は公衆衛生に關する通常の検査及び船舶の長の要請に基づき又はその同意を得て執られる措置については、適用しない。

第四十一条

(1) 派遣国の船舶が接受国内において難破、座礁その他の事故に遭遇したとき、又は第三国の遭難した船舶の貨物の一部をなす物品で派遣国の国民の財産であるものが接受国の海岸若しくはその附近で発見され、若しくは接受国の港に搬入されたときは、接受国の権限のある当局は、その旨をできる限りすみやかに領事官に通報するものとする。

(2) 接受国の権限のある当局は、派遣国の遭難した船舶、その船舶上にある者の生命及び貨物その他の船舶上の財産並びにその船舶に属し又はその貨物の一部をなす物品で船舶から分離され

たものの保護のために執つた措置について、領事官に通報するものとする。

(3) 領事官は、派遣国の遭難した船舶及びその船舶上にある者に対し、すべての援助を与え、かつ、この目的で接受国の権限のある当局に援助を要請することができる。領事官は、また、(2)に規定する措置及び船舶の修復のための措置をみずから執り、又は接受国の権限のある当局に対してこれらの措置を執るよう要請することができる。

(4) 派遣国の遭難した船舶又はその貨物に関連して、所有者又は所有者に代わつて行動する権限を有するいずれかの者が必要な取決を行なうことができない立場にあるときは、領事官は、所有者に代わつてこの取決を行なう権限を与えられているものとみなす。領事官は、また、同様の状況において、派遣国又はその国民が所有する貨物で接受国以外のいずれかの国の遭難した船舶から発見され、又は接受国の港に搬入されたものに關連して、所有者に代わつて取決を行なう権限を与えられているものとみなす。

(5) 派遣国の遭難した船舶並びにその船舶の貨物その他の財産及び物品については、接受国内における使用又は消費のため引き渡された場合を除くほか、接受国内においていかなる関税その他の租税及びこれらに類する課徴金をも課してはならない。

第四十二条

第三十八条から第四十一条までの規定は、航空機（軍用航空機を除く。）について準用する。

第五部 最終規定

第四十三条

(1) この条約は、批准されなければならない。批准書は、モスクワで交換されるものとする。この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、五年間効力を存続する。

(2) この条約は、前記の五年の期間が満了する十二箇月前までに、一方の締約国が他方の締約国に対し、この条約を終了させる意思を通告しない限り、前記の期間が満了した後、一方の締約国が他方の締約国に対して終了の意思を通告した日から十二箇月を経過するまで、効力を存続する。

以上の証拠として、両締約国の全権委員は、この条約に署名調印した。

千九百六十六年七月二十九日に東京で、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書二通を作成した。

日本国のために

椎名悦三郎

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

A・グロムイコ

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の領事条約の議定書

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の領事条約（以下「条約」という。）に署名するにあたり、両締約国の下名の全権委員は、条約第三十二条の規定の適用に關し、条約の不可分の一部をなす次の諸規定を協定した。

1 派遣国の国民が逮捕され、又はその他の場合において拘禁されたことについての領事官に対する通報は、逮捕又は拘禁の時から、通信手段の状況に応じて一日から遅くとも三日までの期間内に行なわなければならない。

2 領事官が、派遣国の国民であつて逮捕され、又はその他の場合において拘禁されているものを訪問し及びその者と通信する権利は、逮捕又は拘禁の時から、その者が所在する場所に応じ二日から遅くとも四日までの期間内に行使用することができるものとする。

3 領事官が、派遣国の国民であつて逮捕され、若しくはその他の場合において拘禁され、又は有罪の判決を受けて監獄で刑に服しているものを訪問し及びその者と通信する権利は、引き続き行使することができるものとする。

以上の証拠として、両締約国の全権委員は、この議定書に署名調印した。

千九百六十六年七月二十九日に東京で、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書二通を作成した。

日本国のために

椎名悦三郎

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

A・グロムイコ

（日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦

との間の領事条約の議定書に關する交換公文）

（ソヴィエト連邦側書簡）

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名されたソヴィエト社会主義共和国連邦と日本国との間の領事条約の議定書に言及し、ソヴィエト社会主義共和国連邦の当局が、北西太平洋（日本海、オホーツク海及びベーリング海を含む。）において、領海規制の侵犯を理由として、逮捕し又は拘禁した日本国民に關し、議定書の規定の適用の方法について両国政府間で次の了解に到達したことを確認する光榮を有します。

1 ソヴィエト社会主義共和国連邦の当局が、北西太平洋において、領海規制の侵犯を理由として、日本国民を逮捕し又はその他の場合において拘禁したことについての在ソヴィエト連邦日本国大使館の領事部に対する通報は、逮捕又は拘禁の時から十日以内に行なわなければならない。

2 (a) 領事職務を遂行する権限を与えられている在ソヴィエト連邦日本国大使館の構成員による1にいう国民の訪問は、各場合に外交上の経路を通じて両国間で合意されるところに従つて行なわれる。

(b) 前記の構成員は、公共の通信手段を通じて、書簡又は電報により1にいう国民と通信することができる。

3 この書簡のいかなる規定も、領海の範囲及び漁業管轄権に關する両国の立場になんらの影響を与えないものとみなしてはならない。

本大臣は、さらに、この書簡及び前記の了解を

確認する閣下の返簡が、この問題に関する両国政府間の合意を構成するものとみなすことを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十六年七月二十九日

ソヴィエト社会主義共和国連邦外務大臣

A・グロムイコ

日本国外務大臣 椎名悦三郎閣下

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

本大臣は、本日署名されたソヴィエト社会主義共和国連邦と日本国との間の領事条約の議定書に言及し、ソヴィエト社会主義共和国連邦の当局が、北西太平洋（日本海、オホーツク海及びベーリング海を含む）において、領海規制の侵犯を理由として、逮捕し又は拘禁した日本国民に關し、議定書の規定の適用の方法について両国政府間で次の了解に到達したことを確認する光栄を有します。

1 ソヴィエト社会主義共和国連邦の当局が、北西太平洋において、領海規制の侵犯を理由として、日本国民を逮捕し又はその他の場合において拘禁したことについての在ソヴィエト連邦日本国大使館の領事部に對する通報は、逮捕又は拘禁の時から十日以内に行なわなければならない。

2 (a) 領事職務を遂行する権限を与えられている在ソヴィエト連邦日本国大使館の構成員による1にいう国民の訪問は、各場合に外交上の経路を通じて両国間で合意されるところに従つて行なわれる。

(b) 前記の構成員は、公共の通信手段を通じて、書簡又は電報により1にいう国民と通信することができ。

3 この書簡のいかなる規定も、領海の範圍及び漁業管轄権に關する両国の立場になんらの影響を与えるものとみなしてはならない。

本大臣は、さらに、この書簡及び前記の了解を確認する閣下の返簡が、この問題に關する両国政府間の合意を構成するものとみなすことを提案する光栄を有します。

本大臣は、閣下の書簡に述べられた了解を確認し、かつ、閣下の書簡及びこの返簡がこの問題に關する両国政府間の合意を構成するものとみなすことに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十六年七月二十九日

日本国外務大臣 椎名悦三郎

ソヴィエト社会主義共和国連邦外務大臣

A・グロムイコ閣下

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

所得に對する租税に關する二重課税の回避のための日本国とノールウェー王国との間の条約の締結について承認を求めめるの件
右
国会に提出する。

昭和四十二年五月二十五日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

所得に對する租税に關する二重課税の回避のための日本国とノールウェー王国との間の条約の締結について承認を求めめるの件
所得に對する租税に關する二重課税の回避のための日本国とノールウェー王国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求め。

所得に對する租税に關する二重課税の回避のための日本国とノールウェー王国との間の条約
日本国及びノールウェー王国は、

所得に對する租税に關し、二重課税を回避するための条約を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

1 この条約の対象である租税は、次のものとする。

(a) 日本国においては、

所得税

法人税

住民税

(以下「日本国の租税」という。)

(b) ノールウェーにおいては、

所得税

国税である所得に對する租税平衡賦課金

国税である低開発国援助税
国税である外国芸能人の報酬に對する賦課金
地方税である所得税
扶養されている子の収入に對する租税
船員税

(以下「ノールウェーの租税」という。)

2 この条約は、1に掲げる租税と實質的に類似の性質を有する他の租税で、この条約の署名の日以後にいずれか一方の締約国において設けられるものについても、また、適用する。

3 この条約の規定のうち所得又は利得に對する租税に關する規定は、所得及び利得以外のものを基礎として算定される日本国の住民税についても、同様に、適用する。

第三条

1 この条約において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に關する法令が施行されているすべての領域をいう。

(b) 「ノールウェー」とは、地理的意味で用いる場合には、ノールウェーの租税に關する法令が施行されているすべての領域をいう。ただし、スヴァールバルト(スピッツベルゲン)、ヤン・マイエン及び欧州外にあるノールウェーの領土を含む。

(c) 「二方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はノールウェーをいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はノールウェーの租税をいう。

(e) 「者」とは、法人及び法人以外の団体を含む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に關し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h) 「権限のある当局」とは、日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいい、ノールウェーについては、財務閣税大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

2 一方の締約国においてこの条約が適用される場合には、この条約において特に定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約が適用される租税に関するその締約国の法令上有する意義を有するものとする。

第四条

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、その締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、管理の場所その他これらに類する基準によりその締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。

2 1の規定により双方の締約国の居住者となる個人については、権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その個人が居住者であることとみなされる締約国を決定する。

3 1の規定により双方の締約国の居住者となる者で個人以外のものについては、その者の本店又は主たる事務所が存在する締約国の居住者となる。

第五条

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行なう一定の場所、企業がその事業の全部又は一部を行なっているものをいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

- (a) 管理所
- (b) 支店
- (c) 事務所

(d) 工場

(e) 作業場

(f) 鉱山、採石場その他天然資源を採取する場所

(g) 建物工事現場又は建設若しくは組立ての工事で、十二箇月をこえる期間継続するもの

3 一方の締約国の企業は、次の場合には、他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。

(a) 当該他方の締約国における建物工事現場又は建設若しくは組立ての工事に関連して、十二箇月をこえる期間、当該他方の締約国内で監督活動を行なう場合

(b) 第十七条にいう芸能人の役務で当該企業のために提供されるものを当該他方の締約国内で提供する事業を行なう場合

4 「恒久的施設」については、次のことは、含まれないものとする。

(a) 企業に属する物品又は商品をもつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、施設を使用すること。

(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、保有すること。

(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつばら他の企業による加工のため、保有すること。

(d) 企業のためにもつばら物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集するため、事業を行なう一定の場所を保有すること。

(e) 企業のためにもつばら広告、情報の提供、科学的調査又はこれらに類する準備的若しくは補助的な性質の活動を行なうため、事業を行なう一定の場所を保有すること。

5 一方の締約国内で他方の締約国の企業に代わつて行動する者(6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く)は、次の場合には、当該一方の締約国内における恒久的施設と

される。

(a) その者が、当該一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する場合。ただし、その者の行動が当該企業のために物品又は商品を購入することに限られる場合は、この限りでない。

(b) その者が、当該企業に属する物品又は商品の在庫で、通常これにより当該企業に代わつて注文に応ずるものを当該一方の締約国内に保有する場合

6 一方の締約国の企業は、仲立人、問屋その他独立の地位を有する代理人でこれらの者としての業務を通常の方法で行なうものを通じて他方の締約国内で事業活動を行なつたという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。

7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人又は他方の締約国内において恒久的施設を通じて若しくは通じないで事業を行なう法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設であることとはならない。

第六条

1 不動産から生ずる所得に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができ。

2 「不動産」の定義は、当該財産が存在する締約国の法令によるものとする。不動産には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に關する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(金額が確定しているかどうかを問わない)を受け取る権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に所有する不動産に關連する負債の利子は、その者の純所得の計算上、当該他方の締約国の居住者に対する条件と同一の条件で当該他方の締約国において控除される。

5 1、3及び4の規定は、企業の不動産に係る所得及び自由職業の活動に使用される不動産に係る所得についても、また、適用される。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合を除く限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、その企業の利得に対し、当該恒久的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、各締約国において、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行ない、かつ、当該恒久的施設を有する企業と、全く独立の立場で、取引を行なう別個のかつ分離した企業であるとすれば、当該恒久的施設が取得するとみられる利得が、当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに際しては、経営費及び一般管理費を含む費用で、その恒久的施設のために生じたものは、その恒久的施設が存在する締約国内で生じたか又は他の場所が生じたかを問わず、経費に算入することを認められるものとする。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利

得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国において行なわれている場合には、その締約国が租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によつて決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、その方法によつて得た結果がこの条に規定する原則に適合するようものでなければならぬ。

5 恒久的施設が企業のために行なつた物品又は商品の単なる購入を理由としては、いかなる利得もその恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定するものとする。ただし、別の方法を用いることについて正当な理由があるときは、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、これらの条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条

1 3の規定を留保して、一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、公海における漁獲活動又は鯨その他の海獣の捕獲活動に従事する船舶の運用から生ずる利得についても、同様、適用する。

3 二以上の組合員からなり、かつ、一方の締約国の法令に準拠して成立する企業が、当該一方の締約国における課税上、課税単位として取り扱われず、その組合員が個別に課税されることとされている場合には、1及び2にいう利得に對しては、他方の締約国において、当該他方の締約国の居住者である組合員の持分に應じてのみ租税を課することができる。

4 ノールウェーの居住者である企業は、船舶又

は航空機を国際運輸に運用することについて、日本国における事業税を免除され、日本国の居住者である企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することについて、ノールウェーにおける資本税を免除される。

第九条

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合

であつて、そのいずれの場合においても、両企業間に、その商業上又は資金上の関係において独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課せられるときは、その条件がなかつたならば一方の企業の利得となつたはずである利得で、その条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものは、その企業の利得に算入して課税することができる。

第十条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の配当に対しては、当該配当を支払つた法人が居住者である締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、

(a) 当該配当を受け取る者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先だつ十二箇月の期間を通じて、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも五十パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の金額の十パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の金額の十五パーセント

をこえないものとする。

この規定は、配当に充てられる利得についての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3 この条件において「配当」とは、株式その他の利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行なう法人が居住者である締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受領者が、その配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内に、その配当の支払の基因となつた株式又は持分を實質的に保有する恒久的施設を有するときは、適用しない。この場合には、第七条の規定が適用される。

5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、その法人が当該他方の締約国の居住者でない者に支払う配当及びその法人の留保所得については、当該支払配当又は当該留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内で生じた利得又は所得から成るときも、当該配当に對していかなる租税をも課することができず、また、当該留保所得に對して留保所得税を課することができない。

第十一条

1 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の金額の十パーセントをこえないものとする。

3 この条において「利子」とは、公債、債券又は社債（担保の有無及び利得の分配を受ける権利の有無を問わない）その他のすべての種類の信用に係る債権から生じた所得及びその他の所得

で当該所得が生じた締約国の税法上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受領者が、その利子が生じた他方の締約国内に、その利子を生じた債権を實質的に保有する恒久的施設を有するときは、適用しない。この場合には、第七条の規定が適用される。

5 利子は、その支払者が一方の締約国又はその地方公共団体若しくは居住者であるときは、その締約国内で生じたものとされる。ただし、利子の支払者（一方の締約国の居住者であるかどうかを問わない）が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その利子を支払う基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、その利子を当該恒久的施設が負担するときは、その利子は、当該恒久的施設が存在する締約国内で生じたものとされる。

6 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、支払われた利子の金額が、その支払の基因となつた債権を考慮する場合において、その関係がなかつたならば支払者及び受領者が合意するとみられる金額をこえるときは、この条の規定は、その合意するとみられる金額についてのみに適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に對し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十二条

1 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の金額の十パーセントをこえないものとする。

昭和四十二年六月十四日 参議院會議録第十六号

アジア生産性機構の特権及び免除に関する日本国政府とアジア生産性機構との間の協定の締結について承認を求めるの件 外二件

五〇〇

- 3 この条において「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物（映画フィルムを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠若しくは模範、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受けるすべての種類の支払金及び船舶又は航空機の運用船契約に基づいて受ける料金をいう。
- 4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受領者が、その使用料が生じた他方の締約国内に、その使用料を生じた権利又は財産を實質的に保有する恒久的施設を有するときは、適用しない。この場合には、第七条の規定が適用される。
- 5 使用料は、その支払者が一方の締約国又はその地方公共団体若しくは居住者であるときは、その締約国内で生じたものとされる。ただし、使用料の支払者（一方の締約国の居住者であるかどうかを問わない）が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その使用料を支払うべき債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、その使用料を当該恒久的施設が負担するときは、その使用料は、当該恒久的施設が存在する締約国内で生じたものとされる。
- 6 1、2及び5の規定は、文学上、美術上若しくは学術上の著作物（映画フィルムを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠若しくは模範、図面又は秘密方式若しくは秘密工程の譲渡から生ずる収入についても、同様に、適用する。ただし、その収入に係る収益については第十三条2の規定が適用される場合は、この限りでない。
- 7 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、支払われた使用料の金額が、その支払の基因となつた使用、権利又は情報等を考慮する場合において、その關係がなかつたならば支払者及び受領者が合意するとみられる金額をこえるときは、この条の規定は、その合意するとみられる金額についてのみに適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に對し、この条の他の規定に妥當な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができ。
- 第十三条
- 1 第六条2に定義する不動産の譲渡から生ずる収益に對しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。
- 2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部をなす財産（不動産を除く。）又は一方の締約国の居住者が自由職業を行なうため他方の締約国において使用することができ得る固定施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体とともに行なわれる当該恒久的施設又は当該固定施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができ。ただし、一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及び公海における漁獲活動又は鯨その他の海獣の捕獲活動に運用する船舶並びにこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によつて取得する収益については、他方の締約国の租税を免除する。
- 3 2の規定が適用される場合を除き、
- (a) 一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の株式の譲渡から取得する収益については、次のことを条件として、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- (i) 譲渡者が保有し又は所有する株式（他の關係者が保有し又は所有する株式で、譲渡者が保有し又は所有するものと合算されるものを含む。）が、当該課税年度中のいずれかの時において、その法人の株式の総数の二十五パーセント以上であること。
- (ii) 譲渡者及び前記の關係者が当該課税年度中に譲渡した株式の総数がその法人の株式の総数の五パーセント以上であること。
- (b) 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に滞在し当該他方の締約国内で不動産の譲渡から取得する収益については、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 4 一方の締約国の居住者が第十二条6並びにこの条の1、2及び3にいう財産以外の財産の譲渡によつて取得する収益については、他方の締約国の租税を免除する。
- 第十四条
- 1 一方の締約国の居住者が自由職業その他これに類する独立の活動に關して取得する所得に對しては、その者が自己の活動を遂行するために通常使用することができ得る固定施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。その者がそのような固定施設を有する場合には、当該所得に對しては、当該固定施設に歸せられる部分に對してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。
- 第十五条
- 1 第十六条及び第十八条から第二十一条までの規定を留保して、一方の締約国の居住者が勤務に關して取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に對しては、その勤務が他方の締約国内で行なわれない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内で行なわれる場合には、その勤務から生ずる報酬に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行なう勤務に關して取得する報酬に對しては、次のことを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- (a) その報酬の受領者がその年を通じて合計百八十三日をこえない期間当該他方の締約国内に滞在し、
- (b) その報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われ、かつ、
- (c) その報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設又は固定施設により負担されないこと。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機に對して行なわれる勤務に關する報酬に對しては、その締約国において租税を課することができる。
- この規定は、公海で運用される漁船又は捕鯨船その他の海獣捕獲船に對して行なわれる勤務に關する報酬（漁獲活動又は鯨その他の海獣の捕獲活動から得られる収入の配当金又は分配金として支払われる報酬を含む。）についても、同様、適用する。
- 第十六条
- 一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員資格で取得する報酬に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 第十七条
- 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、演劇、映画、ラジオ又はテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人及び運動家がこれらの者としての個人的活動により取得する所得に對しては、その活動が行なわれる締約国において租税を課することができる。
- 第十八条
- 第十九条1の規定を留保して、一方の締約国の居住者に對し過去の勤務につき支払われる退職年

金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができ

第十九条

1 政府の職務の遂行として一方の締約国又はその地方公共団体に提供された役務について、個人に対して、当該一方の締約国若しくはその地方公共団体が支払い、又は当該一方の締約国若しくはその地方公共団体の支出に係る基金から支払われる報酬(退職年金を含む)に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができ。そのような報酬については、その受領者が当該一方の締約国の国民であるときは、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 一方の締約国又はその地方公共団体が利得を得る目的で行なう事業に関連する役務につき支払われる報酬又は退職年金については、第十五条から第十八条までの規定を適用する。

3 この条の規定の適用は、第一条の規定によつて制限されることはない。

第二十条

大学、学校その他の教育機関において教育又は研究を行なうため一方の締約国を訪れ、二年をこえない期間一時的に滞在する教授又は教員で、現に他方の締約国の居住者であり、又は訪れる直前に他方の締約国の居住者であつたものに対しては、その教育又は研究に関して取得する報酬につき、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第二十一条

もつぱら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者で現に他方の締約国の居住者であり、又はその滞在前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のため受け取る給付については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、その給付が当該一方の締約国外から支払われるものであ

ることを条件とする。

第二十二条

一方の締約国の居住者の所得で前諸条に規定されていないものに対しては、その締約国においてのみ租税を課することができる。

第二十三条

1 (a) 日本国は、日本国の居住者に対する日本国の租税を決定するに際し、この条約の他の規定にかかわらず、日本国の法令に基づいて租税を課することができるすべての項目の所得をその租税の課税標準に含ませることができ。この規定は、第十九条1、第二十条及び第二十一条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

(b) 日本国の居住者がノールウェーから所得を取得し、その所得に対してこの条約の規定に従いノールウェーにおいて租税を課することができるときは、日本国の法令の規定に従い、ノールウェーにおいて納付される租税の額と等しい額がその者の所得に対する日本国の租税から控除されるものとする。ただし、その控除の額は、当該控除が行なわれる前に日本国の租税として算出された額のうち、ノールウェーから取得する所得に対応する部分をこえないものとする。

2 (a) ノールウェーの居住者が日本国から所得を取得し、その所得に対してこの条約の規定に従い日本国において租税を課することができるときは、ノールウェーは、(b)の規定を留保して、その所得(第十六条の報酬にあつては、日本国において課税される場合に限る)について租税を免除するものとする。もつとも、この条約に基づいてノールウェーにおいて租税を課される所得に対しては、ノールウェーの税法上本米租税を課されるべき所得の総額に対応する税率でノールウェーの租税を課することができる。

(b) ノールウェーの居住者が日本国から所得を

取得し、その所得に対して第十条、第十一条及び第十二条の規定に従い日本国において租税を課することができる場合には、ノールウェーは、その所得をノールウェーの租税の課税標準に含ませることができるが、日本国において納付される租税の額と等しい額をその者の所得に対する租税から控除するものとする。ただし、その控除の額は、当該控除が行なわれる前にノールウェーの租税として算出された額のうち、日本国から取得する所得に対応する部分をこえないものとする。

第二十四条

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民が課されており又は課されることがある租税又はこれに関連する要件と異なり又はそれよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

2 「国民」とは、

(a) 日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人並びに日本国の法令に基づき設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないすべての団体で日本国の租税に關し日本国の法令に基づき設立され又は組織された法人として取り扱われるものをいふ。

(b) ノールウェーについては、ノールウェーの国籍を有するすべての個人及びノールウェーにおいて施行されている法令によりその地位を与えられたすべての法人、組合その他の団体をいふ。

3 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行なう当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に対して認める租税上の人的控

除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に対して認めることを義務づけるものと解してはならない。

4

一方の締約国の企業で資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によつて直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業が課されており又は課されることがある租税又はこれに関連する要件と異なり又はそれよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

5 この条において「租税」とは、すべての種類の税をいう。

6 この条の規定の適用は、第一条の規定によつて制限されることはない。

第二十五条

1 一方の締約国の居住者は、他方の締約国において執られる措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受け又は受けるに至ると認めるときは、両締約国の法令で定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対し、その事件について申立てをすることができ。

2 その申立てが正当であると認められ、かつ、その権限のある当局が適当な解決を与えることができないときは、その権限のある当局は、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事件を解決するように努めるものとする。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に關して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するように努めるものとする。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に規定されていない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、この条の規定を実施するため、直接相互に通信することができ。

昭和四十二年六月十四日 参議院會議録第十六号

アジア生産性機構の特権及び免除に関する日本国政府とアジア生産性機構との間の協定の締結について承認を求めるの件
件外二件

五〇二

きたる。

第二十六条

1 両締約国の権限のある当局は、この条約を実施するために必要な情報を交換するものとする。このようにして交換された情報は、秘密として取り扱われなければならない。この条約が適用される租税の賦課及び徴収に關与する者（当局を含む）以外のいかなる者にも漏らしてはならない。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行ない義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国若しくは他方の締約国の法令又はその行政上の慣行に抵触する行政上の措置を執ること。

(b) 当該一方の締約国若しくは他方の締約国の法令の下において又はその行政の通常の運営において入手することができない資料を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反するような情報を提供すること。

第二十七条

この条約の規定は、国際法の一般原則又は特別の協定の規定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかに東京で交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、かつ、次のものについて適用する。

(a) 日本国においては、この条約が効力を生ずる年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(b) ノールウェーにおいては、この条約が効力を生ずる年（その年に開始する事業年度を含む）及びその後の各年に属する所得

3 千九百五十九年二月二十一日に東京で署名された所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約は、この条約の適用を受ける所得について終了し、かつ、適用されなくなる。

第二十九条

いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間を経過した後に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を与えることにより、この条約を終了させることができる。ただし、その通告は、各年の六月三十日以前に与えなければならない。この場合には、この条約は、次のものについて適用されなくなる。

(a) 日本国においては、その通告が行なわれた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(b) ノールウェーにおいては、その通告が行なわれた年の翌年（その年に開始する事業年度を含む）に属する所得

以上の証拠として、下名は、それぞれの政府からこのために正当な委任を受け、この条約に署名した。

千九百六十七年五月十一日にオスロで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
福田 貴

ノールウェー王国のために
ヨーン リュンダ

議定書

所得に対する租税に關する二重課税の回避のための日本国とノールウェー王国との間の条約に署名するにあたり、下名は、同条約の不可分の一部をなす次の規定を協定した。

日本国政府は、国際法における大陸棚の地位に關する日本国政府の立場を害することなく、日本国の居住者である企業で、海底の天然資源の探査及び開発に關するノールウェー王国の千九百六十七年六月二十一日の法律にいう海底区域における採取のための固定した場所を通じて石油資源の開発を行なっているものの利得に対しては、ノールウェーにおいて租税を課することができること及び前記の条約の適用上、採取のための固定した場所については、これを日本国の居住者である企業のノールウェー内に存在する恒久的施設とすることに同意する。

千九百六十七年五月十一日にオスロで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
福田 貴

ノールウェー王国のために
ヨーン リュンダ

〔赤間文三君登壇、拍手〕
○赤間文三君 ただいま議題となりました条約三

件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を一括して御報告申し上げます。

まず、アジア生産性機構の特権及び免除に關する協定について申し上げます。

アジア生産性機構は、アジア諸国における生産性の向上を目的として、昭和三十六年に設立された国際機関でありまして、わが国は、設立当初からこれに参加しており、その本部もわが国に置かれておるのであります。

本件協定は、わが国が、国内において、アジア生産性機構に法人格を認め、機構、その職員、及び専門家、並びに加盟国政府の代表者に対し、一定の特権及び免除を与えることを規定したものであります。特権及び免除の内容は、若干の点を除き、国連または専門機関の特権免除条約と同様でございます。

次に、ソビエト連邦との領事条約は、戦後わが国が締結する領事条約としては、日米間及び日英間の条約に次ぐものでございまして、領事館の設置、領事の任命手続等のほか、領事館、領事及び領事館職員の特権免除、並びに領事の職務内容を定めたものでございます。

また、交換公文におきまして、わが国の漁民が北太平洋において、領海侵犯を理由といたしまして、ソ連当局に逮捕拘禁された場合のわが国領事の職務、機能について、特に定めております。ソビエト連邦は、その国内体制において、わが国と異なる点が多いのでございしますが、近く両国間で相互に領事館が設置される場合、この条約の締結によりまして、わが国領事の地位及び活動に条約上の保障が与えられることとなるのでございます。

最後に、二重課税の回避のためのノールウェーとの条約は、現在両国間に締結されております二重課税防止条約の規定に全面的改正を加えたものであります。特に、相手国に支店等恒久的施設を

有する法人の利得に対して、相手国の課税は従来より制限されること、公海漁業の利得に対しては、相手国で免税とする旨の規定が新たに設けられたこと、使用料等の投資所得については、軽減税率が引き下げられたこと等の特色が見られるのであります。

委員会におきましては、以上三件につきまして慎重審議、特に日ソ領事条約に關連をいたしまして、ソビエト連邦に対するわが国の外交方針、その他兩國間の懸案事項等につきまして熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は會議録によつて御承知を願います。

六月十三日質疑を終えまして、討論採決の結果、三件は、いずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定をいたしました。

以下御報告を申し上げます。

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、「アジア生産性機構の特権及び免除に關する日本国政府とアジア生産性機構との間の協定の締結について承認を求めるの件」及び「所得に対する租税に關する二重課税の回避のための日本国とノールウェー王國との間の条約の締結について承認を求めるの件」全部を問題に供します。兩件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、兩件は承認することに決しました。

○副議長(河野謙三君) 次に、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の領事条約の締結について承認を求めるの件を問題に供します。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。

昭和四十二年六月十四日 參議院會議録第十六号

決しました。

○副議長(河野謙三君) 日程第六、日本鐵道建設公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。運輸委員長天坊裕彦君。

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

日本鐵道建設公団法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年五月十八日

衆議院議長 石井光次郎

參議院議長 重宗 雄三殿

日本鐵道建設公団法の一部を改正する法律案
日本鐵道建設公団法の一部を改正する法律案
日本鐵道建設公団法(昭和三十九年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第二十九條の次に次の一條を加える。

(債務保証)

第二十九條の二 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、債券に係る債務(國際復興開發銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二條第二項又は第三項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。)について保証することができ。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔天坊裕彦君登壇、拍手〕

○天坊裕彦君 たいだいま議題となりました日本鐵道建設公団法の一部を改正する法律案について、審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

日本鐵道建設公団は、鐵道建設に要する資金を政府及び國鉄からの出資金等によるほか、鐵道建設債券の発行によつてこれをまかなつてまいりましたが、本法律案は、公団の事業規模の拡大に伴い増大する所要資金の調達を円滑ならしめるため、その発行する債券にかかる債務について政府が保証することができるとしよつとすることをめざしてあります。

委員会におきましては、新線建設の現状及び今後の建設方針、公団に対する機能強化の方策、鐵道建設債券の引き受け先、ことに建設業者との關係、新線建設にかかる不採算路線の運営等、國鉄の公共負担に対する政府の財政的対策、新線建設長期計画とその資金計画等について質疑が行なわれましたが、その詳細については會議録により御承知願います。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、直ちに採決に入りましたところ、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本会全部を問題に供します。本会に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 日程第七、下水道法の一部を改正する法律案。

日程第八、下水道整備緊急措置法案。(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。建設委員長藤田進君。

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

下水道法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年五月二十五日

衆議院議長 石井光次郎

參議院議長 重宗 雄三殿

下水道法の一部を改正する法律案
下水道法の一部を改正する法律案
下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四條中「主務大臣」を「建設大臣」に改め、同條に次の一項を加える。

2 建設大臣は、前項の認可をしようとするときは、政令で定める場合を除き、あらかじめ、保健衛生上の観点からする厚生大臣の意見をきかなければならない。

第五條第一項中「前條」を「前條第一項」に改め、同條第二項中「主務省令」を「建設省令」に改める。

第六條中「主務大臣」を「建設大臣」に、「第四條」

アジア生産性機構の特権及び免除に關する日本国政府とアジア生産性機構との間の協定の締結について承認を求めるの件、日本鐵道建設公団法の一部を改正する法律案、下水道法の一部を改正する法律案外一件

昭和四十二年六月十四日 参議院會議録第十六号 下水道法の一部を改正する法律案外一件

を「第四条第一項」に改める。

第九条第二項中「主務省令」を「建設省令」に改め、同条第二項中「読み替える」を「建設省令」とあるのは「厚生省令、建設省令」と読み替える」に改める。

第二十三条第二項中「主務省令」を「厚生省令、建設省令」に改める。

第三十一条中「読み替える」を、同条第二項中「厚生省令、建設省令」とあるのは「建設省令」と読み替える」に改める。

第三十七条(見出しを含む)中「主務大臣」を「建設大臣」に改め、同条第二項中「第四条」を「第四条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(厚生大臣の終末処理場の維持管理に関する勸告)

第三十七条の二 厚生大臣は、終末処理場の維持管理が第二十一条第二項の規定に違反している場合又は終末処理場の放流水の水質が第八条の技術上の基準に適合していない場合においては、当該公共下水道管理者に対し、その是正のために終末処理場の維持管理に必要措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 厚生大臣は、終末処理場の構造、能力及び使用状況と当該地域におけるくみ取尿の処理状況とを勘案して適当であると認める場合においては、公共下水道管理者に対し、当該終末処理場によるくみ取尿の処理について勧告することができる。

第三十九条中「主務大臣」を「建設大臣は、終末処理場の維持管理以外の事項に関し」に改め、同条に次の一項を加える。

2 厚生大臣は、終末処理場の維持管理に關し、この法律を施行するため必要な限度において、公共下水道管理者から必要な報告を徴することができる。

第四十条中「主務大臣」を「厚生大臣又は建設大臣」に改める。

第四十四条を次のように改める。
第四十四条 削除

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第七号中「終末処理場」を「終末処理場の維持管理」に改める。

3 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五号第三十六号及び第九号の二第十四号中「終末処理場」を「終末処理場の維持管理」に改める。

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

下水道整備緊急措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し、よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年五月二十五日
衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

下水道整備緊急措置法案
下水道整備緊急措置法

(目的)
第一条 この法律は、下水道の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、都市環境の改善を図り、もつて都市の健全な発達と公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「下水道」とは、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する都市下水路をいう。

2 この法律において「下水道整備事業」とは、下水道の設置又は改築に関する事業で、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第三条に規定する都市計画事業として実施されるものをいう。
(下水道整備五箇年計画)

第三条 建設大臣は、昭和四十二年以降の五箇年間に実施すべき下水道整備事業の計画(以下「下水道整備五箇年計画」という)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 下水道整備五箇年計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 五箇年間に実施すべき事業の実施の目標
二 五箇年間に実施すべき事業の量

3 建設大臣は、第一項の規定により下水道整備五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、経済企画庁長官に協議するとともに、下水道の整備と尿の処理との総合的な効果を確保するため、厚生大臣と協議し、清掃施設整備緊急措置法(昭和四十二年法律第 号)第三条第一項に規定する尿処理五箇年計画との相互調整を図らなければならない。

4 建設大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、下水道整備五箇年計画を公表しなければならない。

5 第一項及び第二項の規定は、下水道整備五箇年計画を変更しようとする場合について準用する。

(下水道整備五箇年計画の実施)
第四条 政府は、下水道整備五箇年計画を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、下水道整備五箇年計画に即して、下水道の緊急かつ計画的な整備を行なうように努めなければならない。

附則
この法律は、下水道法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)の施行の日から施行する。

〔藤田進君登壇、拍手〕
○藤田進君 たいだいま議題となりました二法案について御報告を申し上げます。

まず、下水道法の一部を改正する法律案は、下水道行政の一元化を骨子とするものであり、下水道整備五箇年計画を骨子といたします下水道整備緊急措置法案、この両案につきましては一括質疑を行ないましたが、その詳細は会議録に譲ります。

昨日、質疑を終わりました。討論に入りましたところ、下水道法の一部を改正する法律案に対しては、何の御発言もなく、下水道整備緊急措置法案に対しては、日本共産党を代表して春日委員から、反対の旨の発言がございました。その理由は会議録に譲ります。

討論を終わり、採決の結果、下水道法の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をし、下水道整備緊急措置法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、下水道法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

する。

〔藤田進君登壇、拍手〕

○藤田進君 たいだいま議題となりました二法案について御報告を申し上げます。

まず、下水道法の一部を改正する法律案は、下水道行政の一元化を骨子とするものであり、下水道整備五箇年計画を骨子といたします下水道整備緊急措置法案、この両案につきましては一括質疑を行ないましたが、その詳細は会議録に譲ります。

昨日、質疑を終わりました。討論に入りましたところ、下水道法の一部を改正する法律案に対しては、何の御発言もなく、下水道整備緊急措置法案に対しては、日本共産党を代表して春日委員から、反対の旨の発言がございました。その理由は会議録に譲ります。

討論を終わり、採決の結果、下水道法の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をし、下水道整備緊急措置法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、下水道法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 次に、下水道整備緊急措置法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

て、本案は可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 日程第九、札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長大谷藤之助君。

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十二年五月十七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律案

札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律案

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、昭和四十七年に開催される札幌オリンピック冬季大会(以下「大会」という。)の円滑な準備及び運営並びに大会に備えての選手の競技技術の向上(以下「大会の準備等」という。)に資するため必要な特別措置について定めるものとする。

(国の補助)

第二条 国は、財団法人札幌オリンピック冬季大会組織委員会(以下「組織委員会」という。)に対し、大会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(国有財産の無償使用)

第三条 国は、政令で定めるところにより、組織委員会が大会の準備又は運営のために使用する施設の用に供される国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二条に規定する国有財産を、組織委員会又は当該施設を設置する者に対し、無償で使用させることができる。

(寄附金つき郵便葉書等の発行の特例)
第四条 お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)第五条第一項に規定する寄附金つき郵便葉書等は、同条第二項に規定するもののほか、財団法人スポーツ振興資金財団(以下「資金財団」という。)が調達する大会の準備等に必要資金(以下「大会準備資金」という。)に充てることを寄附目的として発行することができる。この場合においては、資金財団を同項の団体とみなして同法の規定を適用する。

(日本専売公社等の援助)
第五条 日本専売公社は、公告事業を行なう者が、日本専売公社の製造する製造たばこの包装を利用して広告事業を行なう場合において、当該事業による収入金の全部又は一部を、大会準備資金に充てることを寄附目的として資金財団に寄附するときは、当該事業の遂行に關し、便宜の供与その他の援助を行なうことができる。

2 日本国有鉄道は、広告事業を行なう者が、日本国有鉄道の管理する施設を利用して公告事業を行なう場合において、当該事業による収入金の全部又は一部を、大会準備資金に充てることを寄附目的として資金財団に寄附するときは、当該事業の遂行に關し、便宜の供与その他の援助を行なうことができる。

3 日本電信電話公社は、資金財団が大会準備資金を調達するため日本電信電話公社の事業の用に供される印刷物その他の物品を利用して広告事業を行なう場合には、当該事業の遂行に關し、便宜の供与その他の援助を行なうことができる。

(組織委員会の職員に係る退職手当の特例等)
第六条 組織委員会の職員(常時勤務に服することとを要しないものを除く。次項において同じ。)は、国家公務員等退職手当法(昭和二十八年度法律第八十二号)第七条の二の規定の適用については、同条第一項に規定する公庫等職員とみなす。

2 組織委員会又は組織委員会の職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二百四十二条の二又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第二百四十二条の規定の適用については、それぞれ国家公務員共済組合法第二百四十二条の二第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員又は地方公務員等共済組合法第二百四十二条第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員とみなす。

3 組織委員会の理事、監事及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(資金財団に対する会計検査院の検査)
第七条 資金財団の大会準備資金に係る会計については、会計検査院が検査する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔大谷藤之助君登壇、拍手〕

○大谷藤之助君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

本案は、来たる昭和四十七年に開催される札幌オリンピック冬季大会に備え、その準備と運営並びに選手の競技技術の向上等に資するための特別措置を定めるものであります。

委員会におきましては、本大会に要する経費及びその負担区分、競技施設及び関連施設の整備、選手の育成強化と学校体育との関連、スポーツ資金財団の資金調達計画等の問題について、熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細については会議録により御承知願いたいと存じます。

別に討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時一分散会

出席者は左のとおり。

議員

鬼木 勝利君

原田 立君

山高しげり君

林 堀君

市川 房枝君

中沢伊登子君

瓜生 清君

二宮 文造君

森田 タマ君

石本 茂君

二木 謙吾君

宮崎 正義君

北條 尚八君

前田佳都男君

伊藤 五郎君

山崎 齊君

伊藤 五郎君

伊藤 五郎君

多田 省吾君

前田佳都男君

伊藤 五郎君

向井 長年君

前田佳都男君

伊藤 五郎君

白井 勇君

前田佳都男君

伊藤 五郎君

林田 正治君

前田佳都男君

伊藤 五郎君

鈴木 一弘君

前田佳都男君

伊藤 五郎君

大谷 賛雄君

前田佳都男君

伊藤 五郎君

大谷 賛雄君

前田佳都男君

伊藤 五郎君

大谷 賛雄君

前田佳都男君

伊藤 五郎君

大谷 賛雄君

前田佳都男君

伊藤 五郎君

大谷 賛雄君

前田佳都男君

伊藤 五郎君

大谷 賛雄君

前田佳都男君

伊藤 五郎君

横山 フク君	辻 武寿君	黒木 利克君	金丸 富夫君	加瀬 完君	高橋 衛君
寺尾 豊君	新谷寅三郎君	山本 杉君	谷村 貞治君	吉武 恵市君	中山 福蔵君
鬼丸 勝之君	山本茂一郎君	木島 義夫君	谷口 慶吉君	小柳 牧衛君	小酒井義男君
中津井 真君	林田悠紀夫君	柴田 栄君	後藤 義隆君	光村 甚助君	大和 与一君
柳田桃太郎君	平泉 渉君	竹中 恒夫君	天坊 裕彦君	須藤 五郎君	野坂 参三君
八田 一朗君	和田 鶴一君	中野 文門君	仲原 善一君	鈴木 力君	中村 波男君
木村 睦男君	高橋文五郎君	西田 信一君	迫水 久常君	川村 清一君	大橋 和孝君
内田 芳郎君	大森 久司君	田中 茂穂君	梶原 茂嘉君	柳岡 秋夫君	瀬谷 英行君
野知 浩之君	源田 実君	八木 一郎君	森 八三一君	稲葉 誠一君	渡辺 勘吉君
熊谷太三郎君	温水 三郎君	三木與吉郎君	西郷吉之助君	小林 武君	鶴岡 哲夫君
川野 三曉君	長谷川 仁君	木内 四郎君	林屋亀次郎君	林 虎雄君	中村 順造君
沢田 一精君	吉江 勝保君	安井 謙君	増原 恵吉君	千葉千代世君	武内 五郎君
石井 桂君	豊田 雅孝君	平井 太郎君	青木 一男君	山本伊三郎君	松永 忠二君
江藤 智君	大竹平八郎君	小山邦太郎君	重政 庸徳君	北村 暢君	藤田藤太郎君
大谷藤之助君	徳永 正利君	鈴木 市蔵君	達田 龍彦君	占部 秀男君	森 元治郎君
青柳 秀夫君	佐藤 芳男君	戸田 菊雄君	山崎 昇君	鈴木 壽君	秋山 長造君
平島 敏夫君	山本 利壽君	木村美智男君	村田 秀三君	岡 三郎君	藤田 進君
鍋島 直紹君	近藤 鶴代君	小野 明君	小林 章君	成瀬 幡治君	亀田 得治君
井野 碩哉君	石原幹市郎君	近藤英一郎君	田村 賢作君	大倉 精一君	近藤 信一君
上原 正吉君	古池 信三君	田中寿美子君	矢山 有作君	椿 繁夫君	木村禎八郎君
郡 祐一君	斎藤 昇君	櫻井 志郎君	鹿島 俊雄君	佐多 忠隆君	藤原 道子君
米田 正文君	小林 篤一君	井川 伊平君	赤岡 文三君	加藤シヅエ君	松澤 兼人君
久保 勘一君	北畠 教真君	松本 賢一君	佐野 芳雄君	羽生 三七君	
西村 尚治君	中村喜四郎君	大森 創造君	松野 孝一君		
内藤啓三郎君	任田 新治君	青田源太郎君	森中 守義君		
土屋 義彦君	高橋雄之助君	小柳 勇君	小林 武治君		
玉置 和郎君	藤田 正明君	剣木 亨弘君	中村 英男君		
岡本 悟君	楠 正俊君	大河原一次君	伊藤 顕道君		

国務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
 法務大臣 田中伊三次君
 外務大臣 三木 武夫君
 文部大臣 剣木 亨弘君
 農林大臣 倉石 忠雄君

政府委員

運輸大臣 大橋 武夫君
 建設大臣 西村 英一君
 自治大臣 藤枝 泉介君
 内閣法制局長官 高辻 正巳君
 警察庁警備局長 川島 広守君
 法務省訟務局長 青木 義人君

〔第十三号参照〕

審査報告書

日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年五月三十日

外務委員長 赤岡 文三
 参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の要領

この条約は、わが国とアルゼンティンとの間の現行の修好通商航海条約に代わるもので、待遇保障の拡充を目的として、滞在、居住、身体保護、財産の公用収用、裁判権及び課税の各事項については内国民待遇及び最恵国待遇を規定し、また、入国、事業活動及び自由職業の遂行、関税、為替管理については最恵国待遇を、さらに海運については最恵国待遇及び一部事項に關する内国民待遇を規定している。このように本条約は現行条約に比し内国民待遇を広範に拡大したほか、IMF及びガットとの関係を明記し、さらに商事仲裁、技術交流等についても規定している。この条約の締結により、両国間の友好、通商及び海運関係は一層安定した基

礎の上におかれるものと期待されるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年五月三十日

外務委員長 赤岡 文三
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、経済協力開発機構条約に基づき、日本国政府と経済協力開発機構との間で署名されたもので、その内容は機構、機構の職員及び機構における加盟国の代表者が、わが国において旧欧州経済協力機構条約に附属する第一補足議定書第一条から第十九条までに規定する特権及び免除を享有することを定めているものである。本協定の締結は、わが国と経済協力開発機構との関係を一層緊密にするとの見地から、妥当な措置と認められた。

一、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。

昭和四十二年六月十四日 参議院会議録第十六号

た。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年五月三十日

外務委員長 赤岡 文三
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、在バルバドス大使館ほか四大使館の新設、在ホンデラス及び在アイスランド各公使館の大使館への昇格、在バンコック総領事館ほか三総領事館の新設、在ウイニベグ領事館及び在デュッセルドルフ総領事館分館の総領事館への昇格並びにオークランド領事館の新設等を定めるとともに、これら新設及び昇格される在外公館に勤務する外務公務員の在勤俸の額を定めるものであつて、外交活動を充実強化する見地から、妥当な措置と認められた。

一、費用

本法律案に伴う必要な費用として、昭和四十二年予算に約八千万円が計上されている。

審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年五月三十日

法務委員長 浅井 亨
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、第五十一回国会において成立した「借地法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、新たに地方裁判所及び簡易裁判所で取り扱うこととなつた借地条件の変更等に関する申立事件の適正迅速な処理を図り、また執行官法の規定により地方裁判所が取り扱うこととなつた

金銭の保管に関する事務の処理を図る等のため、判事及び簡易裁判所判事並びに裁判官以外の裁判所の職員の員数を増加しようとするものであつて、妥当な措置と認められた。

一、費用

本法律案に要する費用は、昭和四十二年裁判所関係予算に二千八百九十七万円が計上されている。

審査報告書

地方税法等の一部を改正する法律案 右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年五月三十日

地方行政委員長 仲原 善一
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、住民税について、障害者等の非課税範囲を年所得二十六万円とし、専従者控除限度額を青色申告者十二万円、白色申告者八万円に引き上げ、法人均等割の課税区分及び税率を改め、個人事業税について、事業主控除を二十七万円、専従者控除限度額を住民税と同様に引き上げ、たばこ消費税について、道府県分の税率を百分の十・三、市町村分の税率を百分の十・一とし、大規模償却資産にかかる固定資産税の市町村の課税限度額を合理化し、電気ガス税について、ガスの消費にかかる免税点を七億円に引き上げることなどのほか、負担の軽減、税制の簡素化等所要の改正を行なうとするもので、地方財政の現況から考えて、おおむね妥当な措置と認められた。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

一、費用

本法律案のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、住民負担を軽減し、地方財政の健全な発展の確保をはかるため、特に左の諸点について必要な措置を講ずべきである。

一、住民税の課税最低限については、住民負担の軽減を図るため、各種控除の大幅な引き上げを計画的に行なうよう努めること。

二、地方公共団体の税財源の充実はかかるため、国、地方公共団体の税源再配分措置をより推進し、非課税規定の整理等についても検討すること。

一、都市特に指定都市の財政需要の増高と税制等の現況を考慮し、税源の充実その他必要な財政措置をすること。

審査報告書

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案 右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年五月三十日

地方行政委員長 仲原 善一
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方公共団体が所有する水道施設又は工業用水道施設の用に供する土地を市町村交付金の対象に加え、日本国有鉄道が昭和四十七年三月三十一日までの間に敷設した鉄道の線路設備等に係る納付金算定標準額は、五年度間に限り、その価格の三分の一の額とすること

昭和四十二年六月十四日 参議院會議録第十六号

等を内容とするもので、市町村交付金および納付金制度の合理化を図るため、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年五月三十日

参議院議長 重宗 雄三殿
商工委員長 鹿島 俊雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中小企業の近代化を促進するため、合併、共同出資等の場合における課税の特例の適用を受ける対象範囲を拡大するとともに、割増償却の適用を受ける対象範囲を拡大しようとするものであつて、妥当なものと認め

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

外務省設置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年五月三十日

内閣委員長 豊田 雅孝
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、外務審議官一人を増置することにも、内部部局の所掌事務の一部を調整し、外務省職員の見直しを改め、特別職四人、一般職四十八人計五十二人増加しようとする等であつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律の施行に要する経費は、千四百十三万七千円で、昭和四十二年一般会計予算に計上されている。

審査報告書

通商産業省設置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年五月三十日

内閣委員長 豊田 雅孝
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公害防止に関する事務の増大に伴い、企業局の産業立地部を立地公害部と改称すること、特許および実用新案の審査に関する事務の増大に対処するため特許庁に審査第五部を新設すること、定員を本省十六人、特許庁六

十七人、計八十三人増員すること等であつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律の施行に要する経費として、五千六百五十四万円が昭和四十二年一般会計予算に計上されている。

審査報告書

文部省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年五月三十日

内閣委員長 豊田 雅孝
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、文部省の附属機関として京都国立近代美術館を設置し、本省の学術奨励審議会の名称を学術審議会としその目的を改めるとともに、文部省職員の定員を三千三百九十九人増員しようとするもので、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い必要な経費として、十九億五千六百三十八万四千円が、昭和四十二年一般会計予算及び国立学校特別会計予算に計上されている。

審査報告書

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年五月三十日

文教委員長 大谷 隆之助
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、北海道大学及び九州大学に歯学部を、帯広畜産大学はか二大学に大学院を、新潟、京都両大学に附置研究所を、大阪大学に医療技術短期大学部をそれぞれ新設するとともに、木更津工業高等専門学校、富山商船高等専門学校はか四国立商船高等専門学校及び茨城大学養護教諭養成所はか二国立養護教諭養成所を新設し、昭和四十三年度から九州芸術工科大学を新設し、あわせて山形大学はか三大学の既設の学部の改組拡充、大阪学芸大学の名称及び秋田、大阪学芸両大学の学芸学部を改組、東京大学伝染病研究所はか三附置研究所の名称、目的の変更等の措置を講じようとするものである。なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

一、費用

本法律施行に要する経費として、昭和四十二年

予算に約九億三千三百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、左記事項の実現について、速やかに検討し努力すべきである。

一、学校教育法第二十八条の規定の趣旨に基づき、養護教諭の養成、待遇について必要な改善策をたて、その充足を推進すること。

一、近年における電波通信技術の発達とその重要性にかんがみ、国立電波高等学校の高等専門学校への転換を図ること。

審査報告書

所得税法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年五月三十一日

大蔵委員長 竹中 恒夫

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、最近における所得税負担の状況にかえりみ、基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額、給与所得控除額及び退職所得控除額の引上げ等により

その負担の軽減を図るとともに、青色事業専従者給与の必要経費算入限度の廃止等により青色申告制度の整備改善を行なうほか、少額貯蓄非課税制度の適用要件を緩和し、障害者控除等の税額控除を所得控除に変更する等所要の規定の整備合理化を図らうとするものであつて、適当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和四十二年度約千八十億円である。

審査報告書

法人税法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年五月三十一日

大蔵委員長 竹中 恒夫

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次税制改正の一環として、課税所得の計算に關する基本的な考え方を明確にする規定を設けるほか、課税所得の計算の方法、申告の手続等についてその簡素化を図るとともに、清算所得に対する課税を合理化してその税率を引き下げる等所要の規定の整備を行なおうとするものであつて、適当な措置と認め

る。

一、費用

本法施行に伴う租税の減収額は、昭和四十二年度にはなく、昭和四十三年度約二十億円の減収が見込まれている。

審査報告書

相続税法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年五月三十一日

大蔵委員長 竹中 恒夫

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次税制改正の一環として、配偶者に係る相続税を軽減するとともに、相続人の取得する保険金及び死亡退職金の非課税限度額並びに相続税額の計算の簡易合理化を図らうとするものであつて、適当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和四十二年度約九億円である。

審査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よ

つて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年五月三十一日

大蔵委員長 竹中 恒夫

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、企業の体質改善等に資するため、試験研究費に係る税額控除制度及び特定繊維産業構造改善準備金制度を創設し、協同組合等から組織変更をした協業組合の課税並びに中小漁業者の合併、現物出資及び減価償却についての特例措置を設けるほか、輸出の振興に資するため、輸出割増償却制度及び技術等海外取引の特別控除制度の拡充合理化を行なうとともに、社会開発の促進等を図るため、公害防止施設の特別償却制度、特定鉄道工事に係る準備金制度及び特別償却制度の創設、取用等の場合の譲渡所得の軽減合理化、特定住宅地造成事業に係る譲渡所得の特別控除制度の創設、住宅貯蓄控除制度の創設並びに山林所得に係る森林計画特別控除制度の創設等を行ない、その他景観調整対策のための延納利子税率及び合理化機械等の特別償却の適用の特例制度の創設、利子所得及び配当所得の課税の特例並びに交際費課税の特例の適用期限の延長及び合理化、日本万国博覧会出展準備金制度の新設等の措置を講じようとするものであつ

て、適当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う租税の増収見込額は、昭和四十二年度約七十二億円である。

審査報告書

印紙税法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年五月三十一日

大蔵委員長 竹中 恒夫

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、今次の税制改正の一環として、最近における所得及び物価水準にかんがみ、印紙税の税率及び免税点につき所要の調整を行なうとともに、あわせて課税範囲及び納付方法の合理化その他所要の規定の整備を図るため、印紙税法の全部を改正しようとするものであつて、適当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う増収見込額は、昭和四十二年度約七十一億円である。

審査報告書

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年五月三十一日

石炭対策特別委員長 鈴木 壽

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、石炭対策特別会計の設置に伴い、復旧物件ごとに所管を異にしてきた鉱害復旧事業費は、石炭対策特別会計に一括計上されることとなつたので、鉱害復旧事業のための国からの補助金も、鉱害復旧事業団に一括交付し、事業団が復旧工事の施行者に対し復旧事業費を負担することとし、これに関連する規定について所要の改正を行なおうとするものであり、妥当な措置であると認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

第十三号(その一)中正誤

ペシ 段 行 誤

三〇 一 五十六 引上げ上る

正

引き上げる

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
他 三十三円
（送料別）

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一（六）